

論 説

オフショア事業・投資拠点とオフショア・タックス・ヘイブンとの間に
介在する「導管国 (a conduit country)」をめぐる国際課税

－実効税率引下げ競争に利用されるサンドイッチ・スキーム－

名古屋経済大学大学院教授

本 庄 資

◆SUMMARY◆

OECD の「有害な税の競争」(a harmful tax competition) に対するイニシアティブの嵐の後、欧州では多国籍企業のタックス・プランニングのためにゼロタックス・スキームを許容する税制をオファーする「税の競争」「魅力ある税制のコンペ」が進んでいる。

欧州における持株会社誘致を目的とする洗練された税制はオランダのようにオフショア事業・投資拠点とオフショア・タックス・ヘイブンとの間に介在する「導管国」(a conduit country) を創出する。

英国も EU の税の競争においてもっと競争力のある税制を導入し、オランダに次ぐ「導管国」になろうとしている。実効税率引下げ競争に利用されるサンドイッチ・スキームに対し日本はどのように対処すべきかを検討する必要に迫られている。

本稿は、代表的なオランダを材料として「導管国」に関する国際課税の問題について若干の考察を試みたものである。

(税大ジャーナル編集部)

目 次

はじめに	3
1. タックス・ヘイブン対策税制の趣旨・目的	5
2. 特定外国子会社等の判定に関する問題	7
3. 適用除外基準に関する問題	8
(1) 事業基準（措法 66 の 6③）	8
(2) 資産性所得—特定外国子会社等の部分課税対象金額の益金算入制度の創設	9
4. 最近の多国籍企業のグローバル実効税率引下げスキーム	9
5. オランダの隙間戦略（niche strategy）—資本フロー導管国となる政策	10
6. オランダ法人所得税制の特色	12
(1) 納税義務者	12
(2) 課税標準	12
(3) 税率	13
(4) 参加免税（Participation Exemption）	13
(5) 課税単位（Fiscal Unit）—グループ税制	13
(6) パテント・ボックス（使用料ボックスともいう。）	13
(7) グループ利子ボックス	14
(8) キャピタル・ゲイン	14
(9) 源泉徴収税	14
(10) 外国税額控除	14
(11) 過少資本ルール	14
(12) 独立企業原則＝移転価格税制	14
(13) オランダ税制の特典	15
7. オランダを「導管国」（a conduit country）とする仕組み	15
(1) 信託事務所（trust office : TO）	15
(2) オランダが資金フローの「導管国」（a conduit country）となるメリット	16
(3) オランダが資金フローの「導管国」となるデメリット	17
(4) オランダがタックス・ヘイブンといわれる理由	17
(5) オランダをタックス・ヘイブン・リストに掲名しない理由	18
(6) オランダ「導管」の主役	19
8. 国際的タックス・プランニングでオランダが人気のある理由	22
(1) 参加免税（Participation Exemption）	22
(2) 租税条約網	22
(3) タックス・ルーリング	25
(4) オランダ持株会社	25
(5) オランダ持株ストラクチャーの租税効果	26
(6) 旧オランダ領アンティルス・ルート	27
(7) オランダ使用料導管会社（Dutch royalty conduit companies）	27

(8) オランダ利子導管会社 (Dutch interest conduit companies) ・グループ金融会社 (Group financing companies)	28
(9) 持株・金融・ライセンスの結合	29
9. 多国籍企業の有害な国際的タックス・プランニング	30
10. オランダ・スキームの代表的なスキュンダル事例	33
(1) オランダ持株スキームの例	33
(2) オランダ持株ストラクチャーの利用は租税回避行為になるか	35
(3) Bacardi-Martini の無形資産スキーム	37
(4) Google	38
11. オランダ持株スキームに対する日本のタックス・ヘイブン対策税制の適用	39
12. 持株会社の立地条件の競争	41
まとめ	41

はじめに

諸外国の後を追いつ、日本は昭和 53 年にいわゆるタックス・ヘイブン対策税制を導入した。居住者・内国法人が海外進出をする場合、支店形態・子会社形態のいずれでも選択することができるが、これらを通じて稼得する国外所得に対する租税効果 (tax effect) はその法形態によって異なる。日本が採用している全世界所得課税原則により、外国支店の利益には日本で課税されるが、外国子会社の利益には日本に配当として還流されない限り、日本では課税されないという制度が採用されていた。後者の場合、配当されるまで課税の繰延が認められるという考えから「課税繰延」(tax deferral) と呼ばれた。

資本輸出中立性 (Capital Export Neutrality : CEN) を重視する場合に米国では2つの考え方がある。一つは、支店形態の場合、米国がその国外所得に課税するときこれに対する外国税について直接外国税額控除を認めるが、子会社形態の場合、米国が子会社からの配当に対して課税するときは、その配当の基因となる子会社の国外所得に対する外国税につき間接外国税額控除を認めるべきであるという考え (進出形態の中立性) であ

る。他は、CEN を徹底すれば、進出形態にかかわらず、課税は国内投資と同様に行うべきであり、国外所得の課税繰延はなんらかの租税政策目的から特典として認められるものであって当然に認められるものではないという考えである。

米国民衆党のケネディ大統領は、1961 年演説 (1961 State of the Union, tax message April 20, 1961) において後者の考えに基づき、戦争で疲弊していた戦勝国や敗戦国の経済復興のために寄与する米国企業の外国子会社に対し課税繰延の特典を認める意義があったが、日独などの経済発展を実現したい先進国に進出する米国企業の外国子会社にこのような特典を認める理由はなく、まして世界中のタックス・ヘイブンに設立した外国子会社にこの特典を与える必要はないと主張した。

この主張を受けて、米国議会は先進国における外国子会社の国外所得について課税繰延制度を維持するが、タックス・ヘイブンにおける外国子会社の国外所得については、地域を限定せず、「汚れた所得」(tainted income) を特定して、一定の米国株主に合算課税を行う「サブパート F 所得」制度を創設した。これが世界初のタックス・ヘイブン対策税制と

いわれる。一方、資本輸入中立性 (Capital Import Neutrality : CIN) を重視する場合、徹底すれば国外所得全部免除制度を採用することがあるが、各国の租税政策により、国外所得部分免除制度 (事業所得・投資所得の区別、アクティブ所得・パッシブ所得の区別) を採用することもある。

米国は、ケネディ大統領の主張する世界中のタックス・ヘイブン子会社への所得移転とその留保所得による米国税の課税繰延を防止するための制度 (サブパート F- Controlled Foreign Corporations) を創設した (IRC951~965)。サブパート F は、ブラック・リスト等による地域限定方式を採らず、被支配外国法人 (Controlled Foreign Corporation : CFC) を「すべての種類の議決権株式の議決権または株式価値の 50%超が米国株主によって所有される外国法人」と定義し (IRC957(a))、米国株主 (United States Shareholder) を「外国法人のすべての種類の議決権株式の議決権の 10%以上を所有する米国の者 (United States person)」と定義し (IRC951(b))、所得限定方式により一定の「汚れた所得」(tainted income) をサブパート F 所得として定義し (IRC952)、米国株主は被支配外国法人(CFC)のサブパート F 所得のプロラタ・シェア (IRC951(a)(2)) をその総所得 (gross income) に算入しなければならないと規定している。米国は、CFC の特定の種類の所得について課税繰延を防止する制度を創設したが、その後、多くの国がタックス・ヘイブン対策税制を導入した。しかし、各国のいわゆるタックス・ヘイブン対策税制の制度の趣旨・目的、内容はさまざまである (米国のサブパート F 条項については、財務省租税政策局 “The Deferral of Income Earned through U.S. Controlled Foreign Corporations ~ A Policy Study ~” December 2000 および NFTC Foreign Income Project “Part One A Reconsideration of Subpart F,

International Tax Policy for the 21 st Century” を参照)。

外国子会社形態による進出を選択することは、私的自治の原則から規制されず、その国外所得の親会社に配当するか否かは各企業の配当政策に委ねられている。外国子会社がその配当政策によりその利益を親会社に配当しないことを選択した場合、その租税効果として親会社の外国子会社を通じて得た国外所得に対する課税は繰り延べられることになるが、そのような配当政策のすべてを「租税回避」ということはいえないであろう。では、どのような場合に租税回避となるのか。

タックス・ヘイブンに設立した外国子会社に所得を移転し留保することによる租税回避の防止を目的とする個別的否認規定としていわゆるタックス・ヘイブン対策税制を立法するに当たって、課税庁に立証責任があるとされる場合、その個別的否認規定の適用要件として外国子会社を設立する居住者・内国法人の真実の意思が租税回避を目的とするか否かを判定する主観的基準を採用することが困難であるため、租税回避であるか否かを客観的基準により判断せざるを得ない。

私的自治の原則から世界のどの国・地域に子会社を設立することも合法的に認められているので、所得に対して課される税負担が日本で課される税負担に比して著しく低い国・地域に子会社を設立したという理由だけで、タックス・ヘイブン対策税制を適用することはできない。わが国の外国子会社合算税制は、一定の外国関係会社が「特定外国子会社等」に該当し、特定外国子会社等が独立企業としての実体を備え、かつ、その本店所在地国において事業活動を行うことについて十分な経済的合理性がある等の次の適用除外基準のすべてを満たす事業年度については合算課税を行わないこととした (旧措法 66 の 6④)。

- (i) 事業基準 : 株式・債券の保有、工業所有権・著作権等の提供、船舶・航空機の貸

付け（以下「特定事業」という。）を主たる事業とするものでないこと

- (ii) 実体基準：本店所在地国においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有していること
- (iii) 管理支配基準：本店所在地国において事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること
- (iv) 非関連者基準：卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業又は航空運送業を主として特定外国子会社等の関連者以外の者との間で行っていること
- (v) 所在地国基準：上記(iv)の非関連者基準が適用される7業種以外の事業を主として本店所在地国において行っていること

この適用除外基準については、次の点を争点として裁判が行われた。

(a) 経済的合理性について

適用除外基準を満たさない場合でもタックス・ヘイブン子会社設立に経済的合理性があると認められるか否かについて、下級審の裁判例は経済的合理性の有無は適用除外基準の充足の有無を通じて判断すべきこととしている（東京地判平成 20 年 8 月 28 日判時 2023 号 13 頁）。

(b) 事業基準の「主たる事業」について

外国関係会社が複数の事業を行う場合、株式の保有が主たる事業であるか否かについて、下級審の裁判例は収入金額、使用人数、固定施設等の状況を総合的に勘案して判定すべきであるとしている（東京地判平成 20 年 8 月 28 日判時 2023 号 13 頁）。

(c) 来料加工について

香港法人（特定外国子会社）が中国本土で行う来料加工が卸売業か製造業かの争いについて、下級審の裁判例は来料加工は製造業であるとし、所在地国基準を満たしていないとしている（東京地判平成 21 年 5 月 28 日（未公刊））。

1. タックス・ヘイブン対策税制の趣旨・目的

いわゆるタックス・ヘイブン対策税制として世界に普及した制度の発祥地である米国においては、1961 年ケネディ大統領が資本輸出の中立性（CEN）を徹底し、子会社を通じて国外所得を得る場合、対内投資に比して対外投資に対し、その国外所得を米国に配当するまで課税繰延（tax deferral）を認めるという特典を世界中のタックス・ヘイブン子会社に与える理由はないとの演説を行い、その勧告を受けて米国議会が地域限定方式をとらず、所得限定方式による米国株主に対する合算税制であるサブパート F 所得税制を創設した経緯から、その制度の趣旨は特定の所得の課税繰延の防止であると解される。

わが国は、米国からかなり遅れて 1978（昭和 53）年にいわゆるタックス・ヘイブン税制を導入したが、政府税制調査会「昭和 53 年度税制改正に関する答申」では「近年、我が国経済の国際化に伴い、いわゆるタックス・ヘイブンに子会社等を設立し、これを利用して税負担の不当な軽減を図る事例が見受けられる。このような事例は、税負担の公平の見地から問題のあるところであり、…所要の立法措置を講ずることが適当である。」と導入の趣旨を述べている。導入時の『改正税法のすべて』（大蔵財務協会）は、「行政当局においては、タックス・ヘイブンを利用する納税回避は、従来法人税法第 11 条の実質所得者課税の規定により、それを適用し得る範囲において規制してきましたが、この規定の適用に当たって実質帰属の具体的判定基準が明示されていないため、執行面での安定性に必ずしも問題なしとしない面がありました。このため、租税法律主義を堅持しつつ課税の執行の安定性を確保するという観点からも、租税回避対策のための明文規定の整備が強くされていたわけです。」と解説している。租税特別措置法に新設されたこの制度の趣旨は、この曖昧な解説から、(i)実質所得者課税の具体的な

規定であるとする解釈と(ii)必ずしも実質所得者課税に限定されない広い範囲の租税回避を防止する規定であるとする解釈に分れている。「法人格否認の法理」を用いない限り、タックス・ヘイブンに設立した外国子会社の国外所得が親会社に配当されるまで課税繰延が認められることを前提に、配当しないことにより株主が租税を回避することができるという特定の租税回避を防止すること(擬制配当)が、この制度の趣旨であると考えられた。

わが国の税法では居住者または内国法人については全世界所得課税を行い、非居住者または外国法人については国内源泉所得のみに課税するという課税原則を採用しているので、わが国はタックス・ヘイブン子会社という外国法人の国外所得に課税することはできないが、金子宏『租税法(第16版)』で説かれるように、租税回避のために利用されるタックス・ヘイブン子会社の機能を封じるため、一般的な課税原則に沿うよう特別法としてのタックス・ヘイブン対策税制は、特定のタックス・ヘイブン子会社(特定外国子会社という。)の課税対象金額相当額を株主である内国法人等の擬制収益または擬制配当として課税することとしていると解される。この特別法は、特定外国子会社のすべての株主ではなく、その経営や配当政策に影響力をもつと考えられる株主(その発行済株式の一定割合を直接・間接に所有する居住者または内国法人)に対してのみ適用される。

この特別法を実質所得者課税の原則の具体化と考えるならば、この特別法は外国法人の法人格を否定せず、形式的には特定外国会社の所得であるが、実質的には親会社である内国法人等に帰属する所得とみなして株主に課税する制度であるという論理になる。

これに対し、この特別法が特定外国子会社の法人格を否認し、内国法人の支店とし、その合算所得を「事業所得」とする制度であるという説があり、この前提に立ってタックス・

ヘイブン対策税制が租税条約に違反するという主張を展開したが、最高裁はタックス・ヘイブン対策税制による課税がタックス・ヘイブン子会社の事業所得に課税するものではなく、内国法人が受け取るべき配当を受け取ったものとみなし、その擬制配当に課税するものであるから租税条約に違反するものではないと判示している。

このほか、この特別法は特定外国子会社等のみを連結納税の対象とするものという説もある。このように、この特別法の趣旨・目的についてはなお議論が続いている。

平成 21 年度税制改正で間接外国税額控除制度に代えて外国子会社配当益金不算入制度を導入し、日本企業が外国子会社等を通じて稼得する国外所得を日本に還流させる環境整備を図るため、内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額からその剰余金等の配当等の額に相当する額(剰余金の配当等の5%相当額)を控除した金額を益金不算入とすることができることとした(法法 23 の 2)。

この税制改正により原則として外国子会社からの配当は実質非課税とされ、特定外国子会社等からの配当にもこの外国子会社配当益金不算入制度が適用されることになった。

高橋元監修『タックス・ヘイブン対策税制の解説』(清文社)では「課税対象留保金額が通常であれば当該内国法人あるいは居住者に対する利益の配当又は剰余金の分配として交付されるべき性質のものであり、株主は子会社等にそうさせるだけの支配力をもっているにもかかわらず、子会社等が配当を全くあるいは僅かしか行わず、留保所得を蓄積しているところに税の回避を推認し得るという考え方の表われといえよう。」と述べ、親会社に配当せずタックス・ヘイブンに留保することが租税回避になるという導入当初の論理を示している。

平成 21 年度税制改正は部分的領土主義課税原則を導入して、外国子会社配当を非課税

とした結果、外国子会社の利益留保も課税繰延に該当しなくなり、タックス・ヘイブン対策税制は課税繰延を利用した租税回避の防止規定であると説明することができなくなった。

では、タックス・ヘイブン対策税制の趣旨が外国子会社益金不算入制度の創設の反射効として変更されたとみるべきか。これまでは留保金額という支払相当控除後の利益を合算対象としていたが、改正後は留保金額ではなく、支払相当控除前の利益を合算対象とすることになった。これは外国子会社配当益金不算入制度を利用して配当を支払うことにより合算所得を減殺することを防止する措置と解されるが、このような合算所得金額計算方法の変更を捉えて、導入当初の制度の趣旨につき配当しないことによる課税繰延を租税回避とみる立場から、タックス・ヘイブン対策税制の趣旨が変質したと解する説もみられる。しかし、タックス・ヘイブン対策税制は、タックス・ヘイブンを利用した租税回避を防止する特別措置であることに変化はないとみるべきであり、わが国企業が国際競争力を維持するため実効税率の引下げのためにタックス・ヘイブンを利用する健全な企業活動を阻害せず、租税回避のみのためにタックス・ヘイブンを利用する行為計算を否認する制度であると解すべきである（平成 23 年 4 月 12 日日本公認会計士協会租税調査会研究報告第 21 号を参照）。

2. 特定外国子会社等の判定に関する問題

わが国のタックス・ヘイブン対策税制は、導入当初ブラック・リスト方式（地域限定方式）による合算税制を採用した。その対象地域は、(i)全所得軽課税国等、(ii)国外源泉所得軽課税国等、(iii)特定事業所得軽課税国等であったが、1992（平成 4）年税制改正で適用対象の判定基準は客観基準に切り替えられ、合算税制の対象である「特定外国子会社等」は、(i)法人の所得に対して課される税が存在

しない国または地域に本店または主たる事務所を有する外国関係会社（第 1 種の外国関係会社という。）および(ii)その事業年度の所得に対して課される租税の額が当該所得の金額の 25%以下である外国関係会社（第 2 種の外国関係会社という。）であると規定された（旧措令 39 の 14①）。近時、日本のタックス・ヘイブン対策税制は、「外国子会社合算制度」と呼ばれている。

現在、「法人の所得に対して課される税が存在しない管轄」（ピュア・タックス・ヘイブンという。）としては、バハマ、バーレーン、バミューダ、ケイマン諸島、ガーンジー、マン島、ジャージーなどがある。日本はいわゆるエンティティ・アプローチを採用しているので、多国籍企業がこのゼロ税率の管轄に本店をもつ外国子会社を設立する場合にこの外国子会社が第 1 種の外国関係会社に該当することとなり、他の管轄にその支店網を有し、当該他の管轄で外国税を課されるものも、自動的に特定外国子会社とされる点でなお検討の余地がある。また、このようなピュア・タックス・ヘイブンに本店を有するが、他の管轄で実質的に管理支配される外国子会社も、本店所在地主義により第 1 種の外国関係会社とされる。

平成 22 年度税制改正で外国子会社合算税制におけるいわゆる「トリガー税率」を 20%以下に引き下げた（措令 39 の 14①二）。トリガー税率は、著しく低い税負担の指標であるが、その税負担割合は、「事業年度の決算に基づく所得金額につきその本店所在地国である外国の法人税法令により計算した所得金額」を分母とし、「事業年度の所得金額につきその本店所在地国等で課される外国法人税の額」を分子とする分数式によって計算される（措令 39 の 14②）。この分数式の分母には本店所在地国の税法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得（すなわち非課税所得）を加算しなければならない（措令

39 の 14②一イ) ので、非課税所得の有無の認定についてはなお検討の余地がある。さらに、非課税所得や免税所得でなく、益金の計算や損金の計算を通じて「課税ベース」である「所得」をゼロに近づける税制を有する「導管国」(a conduit country) については、その法人税法令により課税所得がゼロまたは限りなくゼロになるように仕組みられているため、この分数式により外国関係会社とすることができるか否か、疑問がある。

多国籍企業は、その対外直接投資において、本国から外国の製造・加工・販売・サービス提供等を行う子会社(事業会社という。)に直接投資し、それらを直接支配する代わりに、タックス・ヘイブン等や地域拠点等に持株会社等を設立し、この持株会社等を通じて事業会社に間接的に投資し、それらを間接支配することが常態化している。このような持株関係を持株ストラクチャーという。多国籍企業は、世界各管轄に設立した外国子会社の唯一の「究極の親会社」であるが、地理的・産業的・民族的・機能的な拠点管轄に各種の「中間持株会社」を設立し、資産・負債、技術、人的物的資源を効率的に分散配置するようになる。

持株会社の原始形態は、多国籍企業のグループ企業の所有ストラクチャー・資本ストラクチャーのヒエラルキーで地理的・産業的・民族的・機能的にトップとなる企業であるが、グローバル税負担の最小化のために効果的な持株会社税制を有する管轄が持株会社の立地として選択される。このような観点から、立地条件としては、単なる税率の引下げ競争だけでなく、簡単な法人設立手続、租税優遇措置、租税条約の特典、EU の参加免税および課税ベースの縮小を認容する税制などが競われることになる。

3. 適用除外基準に関する問題

タックス・ヘイブンを租税回避のために利

用することを防止するタックス・ヘイブン対策税制は、その適用によって正常な海外活動が阻害されないため、たとえタックス・ヘイブン子会社が「特定外国子会社等」に該当するとしても所在地国において独立企業としての実体を備え、かつ、それぞれの業態に応じ、その地において事業活動を行うことに十分な経済合理性があると認められる外国子会社を適用除外とする。

経済合理性の有無の判定基準として個別の適用除外基準(客観基準)を定め、これらの適用除外基準のすべてが満たされる場合には、租税回避のためにタックス・ヘイブンを利用するものでないとみなされる。

(1) 事業基準(措法 66 の 6③)

事業基準は、株式等・債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの若しくは著作権の提供または船舶・航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く基準である。これらの事業は日本において行うことができるものとし、「主たる事業」として外国に所在することに経済合理性がないという考えが根底にある。多国籍企業の常識では、むしろ逆にこれらの事業を日本で行う必要性がなく、各地域拠点の中間持株会社(統括会社)において傘下企業の株式等を保有し、無体財産の管理運用することが実際に行われている。現代のビジネス慣行に照らし、持株ストラクチャーをすべて否定するような事業基準については検討の余地がある。

平成 22 年度税制改正で企業実体を伴うと認められる「統括会社」(事業持株会社・物流統括会社)の所得については合算対象外とした(措法 66 の 6③)。

持株会社は株式の保有を主たる事業とすると認定される。事業持株会社が複数の事業を営んでいる場合でも株式の保有を主たる事業とするものと認定される。投資有価証券と区別される子会社株式保有事業という概念につ

いてはなお検討の余地がある。

(2) 資産性所得—特定外国子会社等の部分課税対象金額の益金算入制度の創設

これまで適用除外基準のすべてを満たす外国子会社等の所得は、親会社の所得に合算されず、株式等・債券、工業所有権・著作権等の保有による資産性所得を、タックス・ヘイブン子会社に移転する方法で、租税回避を行うことが可能であった。しかし、平成 22 年税制改正でこのような資産性所得を有する外国子会社が適用除外基準を満たす場合であっても、資産運用的な行為に係る一定の資産性所得（ポートフォリオ株式・債券の運用による所得や使用料等）については、租税回避行為に該当するものとして親会社の所得に合算して課税することとした（措法 66 の 6④）。

外国子会社合算制度は、タックス・ヘイブン対策税制と呼ばれるように、タックス・ヘイブン子会社の課税対象金額相当額を株主である日本の居住者・内国法人の総収入金額・収益とみなして総収入金額ないし益金に算入し、所得税・法人税の課税対象とする制度である（措法 40 の 4①、66 の 6①）。この制度の目的は、タックス・ヘイブン子会社を租税回避の手段として利用することを防止することである。ここで「タックス・ヘイブン子会社」とは、外国子会社合算税制においては、「特定外国子会社等」といい、「外国関係会社」（発行済株式の 10%以上を直接・間接に保有する居住者・内国法人および特殊関係非居住者が発行済株式（自己株式を除く）の 50%を超える株式を直接・間接に所有する外国法人）のうち、その本店又は主たる事務所の所在する国・地域において所得に対して課される税負担が著しく低いものをいう。

主要国のタックス・ヘイブン対策税制が採用する合算方式は、(i)エンティティ・アプローチと(ii)取引アプローチまたは所得アプローチに大別され、前者は日本、英国（CFC ルールの抜本的改正を検討中）およびフランス

等、後者は米国、カナダおよびドイツ等がそれぞれ採用している。前者は、一定の要件により合算対象となる外国子会社とそれ以外の外国子会社を区分し、対象となる外国子会社の全所得を合算するので、オールオアナッシングの取扱いをするが、制度設計が簡潔である点が長所とされている。後者は、パッシブ所得または一定のアクティブ所得を選び出して合算するので、制度設計が精緻になるとされている。

平成 22 年度税制改正では、これまでのエンティティ・アプローチの長所とされた簡潔な制度を基本的に維持しつつ、資産性所得のタックス・ヘイブン子会社への付替えによる租税回避を許容する可能性という短所を補完するため、所得アプローチを取り入れたので、日本の合算方式は両アプローチの混合方式となった。

4. 最近の多国籍企業のグローバル実効税率引下げスキーム

高税率国の居住者または内国法人は、その居住地国が国外所得免除でなく全世界所得課税原則を採用している場合、外国税について外国税額控除により救済を受けられるとしても、その国外所得に対して自国の高税率を適用されるので、税負担の最小化を正当化し、自助行為（self-help）として税法のループホールを利用して実効税率を引き下げるため各種のタックス・スキームを試みる。その居住地国が領土主義課税原則を採用している場合、国内源泉所得に対する課税を避けるため、契約自由の原則による移転価格操作により高税率を適用される国内源泉所得に該当すべき所得をタックス・ヘイブンに移転するインセンティブが作用する。

この種のタックス・スキームの一例をとりその基本構造をみることにする。

高税率国の居住者・内国法人が、その国外所得に対する居住地国の全世界所得課税を回

避するには、単に当該国外所得を稼得する外国子会社を設立するだけでなく、さらに国内源泉所得に対する高税率の適用を回避するには、移転価格操作により当該外国子会社への所得移転を行うインセンティブが作用する。この場合、外国子会社をタックス・ヘイブンに設立する場合、タックス・ヘイブン対策税制の適用により合算課税が行われる可能性があり、タックス・ヘイブンへの移転価格操作については、移転価格税制が適用される可能性がある。タックス・ヘイブン対策税制の適用を回避するため、タックス・ヘイブン以外の外国に外国子会社を設立し、その設立地国の高税率の適用を避けるため「課税ベース」の縮小を図る目的でタックス・ヘイブン等に設立した別法人への支払利子・支払使用料・支払リース料・支払報酬等による所得移転を行うかまたは租税優遇措置の減免を受けることを考えるインセンティブが作用する。支払利子については、負債バイアスを利用するため各国で「資本」(equity)と「負債」(debt)の取扱いが異なるハイブリッド・インストルメント等の利用により過少資本税制の適用が回避される。このように、損金控除を容易に認容する管轄がタックス・ヘイブンへの所得移転のためのステップング・ストーンとして中間持株会社の設立のために選ばれる。この場合には法定税率の高低は課税ベースが縮小されるので立地選択に余り影響を与えない。

ステップング・ストーンからピュア・タックス・ヘイブンへの所得移転について中間持株会社である外国子会社がその設立地国で損金控除を否認されるか移転価格税制を適用されることがないようにするとともに、その支払についてこれを受領するタックス・ヘイブン法人が源泉徴収税を課されないように考案される。事業会社である外国子会社が中間持株会社に支払う所得について事業会社の設立地国と中間持株会社の設立地国との租税条約による減免規定やEU条約の参加免税の適用

を受けることができるような管轄を選ぶことがステップング・ストーン・スキームでは不可欠である。

ステップング・ストーンとして選ばれる管轄は、俗に「ストップ・オーバー」と呼ばれ、受け取る所得に課税せず(入口戦略)、また、その所得を他のタックス・ヘイブンへ無税で移転することを認容する税制を有するものでなければならない(出口戦略)。このようなタックス・スキームにおいては、高税率国の居住者・内国法人が形成する外国子会社グループ間取引について当該高税率国の課税権のみならず、国外所得の帰属する外国子会社所在地国における法人税および源泉徴収税の課税権も遮断され、ストップ・オーバーの管轄を経由して、ピュア・タックス・ヘイブンといわれる無税管轄に受け入れられる。

ダブル・アイリッシュ&ダッチ・サンドイッチ・スキームでは、上に述べた外国子会社としてアイルランド法人、ストップ・オーバーとしてオランダ、タックス・ヘイブンとしてバミューダ、ピュア・タックス・ヘイブン法人としてアイルランドで設立されバミューダで実質的に管理支配される法人がツールとなっている。

最近では持株会社の立地条件を整備している英国の法人税改革の動きが目立つようになってきたが、本稿では古くから国際的タックス・プランニングの一典型である「ダッチ・サンドイッチ」スキームにおけるストップ・オーバーとして利用されるオランダ税制の特徴に焦点を当て、オランダの持株ストラクチャー(Dutch holding structure)をめぐる国際課税に関する問題にわが国のタックス・ヘイブン対策税制で挑戦することができるかどうかについて考察する。

5. オランダの隙間戦略(niche strategy)

— 資本フロー導管国となる政策

オランダ王国(Kingdom of the

Netherlands) は、西ヨーロッパの立憲君主制国家 (人口 1653 万人) であり、カリブ海の 6 島を海外領土として有する。

アルバヤ 2010 年解体以前の旧オランダ領アンティルスは有名なタックス・ヘイブンである。

歴史的にみると、15 世紀末からハプスブルク家スペイン領土であったが、1568 年独立戦争が勃発し、1648 年のウエストファリア条約で「オランダ連邦共和国」の独立が承認された。1810 年フランスにより併合された後、1815 年「オランダ王国」が独立し、1839 年「ベルギー」の独立、1867 年「ルクセンブルク」の独立を承認した。第二次世界大戦において 1940~1945 年ドイツに占領された。アジアにおいてはジャワ島を中心とするオランダ領東インド支配を行ったが、1949 年インドネシア、1975 年スリナムの独立を承認した。オランダから独立したベルギー、ルクセンブルクとオランダは「ベネルックス 3 国」と呼ばれ、欧州共同体 (EU) の原加盟国として欧州統合を推進した。

オランダは、海上帝国を築いた歴史から、その経済は海外志向であり、国際貿易・外国投資が重要な役割を占め、多国籍企業を輩出しているが、第二次世界大戦後、最大の産業は金融・流通を中心とするサービス産業であり、国際企業、特に「持株会社」を誘致するための税制により世界市場における隙間戦略 (niche strategy) を展開し、1970~1980 年代に租税回避を行う多国籍企業の資本フローの「導管国」(a conduit country) としての評判を確立した。

オランダにはオフショア・カンパニーなどの特別な法制を有しないが、1970 年代に多国籍企業のグループ金融会社の為替規制の自由化を行い、「専ら海外で資金調達を行い海外で貸付を行う法人」のためにオランダにおいていわゆる mailbox companies を作ることを認め、1983 年にはオランダ中央銀行 (De

Nederlandsche Bank : DNB) が国際収支制度において「特別金融機関」(Special Financial Institute: SFI) (mailbox companies その他の租税回避の合法的な形態) の登録を開始した。カリブ海の旧オランダ領アンティルス (2010 年 10 月 10 日に解消) との密接な関係を利用する「オランダ領アンティルス・ルート」がオランダの魅力を増していった。

旧オランダ領アンティルスは、オランダと租税条約と同じ効果をもつ Belastingregeling voor het Koninkrijk (BRK) の特典を与えられ、旧オランダ領アンティルス法人はオランダ源泉徴収税をほぼゼロまで軽減された。オランダと旧オランダ領アンティルス法人を利用するタックス・プランニングが「ダッチ・サンドイッチ」(Dutch Sandwich)、「アンティルス・ルート」(Antilles route) と呼ばれるスキームを作り出した。これまで、旧オランダ領アンティルスのようなゼロ税率のピュア・タックス・ヘイブンと租税条約を締結することは稀であったので、このようなアンティルス・ルートは、欧米からの出口ルートとして広く利用される仕組みになった。オランダは、「導管国」の評判を築き上げるため、一定のタックス・スキームについて税務当局の取扱いを事前に示す「アドバンス・ルーリング」を採用した。

多国籍企業研究センター (Stichting Onderzoek Multinationale Ondernemingen : SOMO) のレポート “The Netherlands: A Tax Haven ?”^④によると、オランダは、多国籍企業のヨーロッパ統括会社やグローバル統括会社その他の持株会社の魅力的な立地条件を整備した。その租税政策は、外資導入により雇用機会の創出、技術導入および国産品・国内サービスの需要拡大を可能にすることを目的とするものであり、多数の大企業がオランダにヨーロッパ統括会社やグローバル統括会社その他の持株会社を設立するように

なった点では成功したといえるが、資金チャンネルとしてオランダを用い、実質的な経済活動を行わない租税回避行為をオランダに引き寄せることになった点では失敗したといえる。

6. オランダ法人所得税制の特色

タックス・プランニングに必要なオランダ税制の入門書は、法律事務所や会計事務所から出され、多くのオランダ税制の研究が行われている（例えば富永英樹『オランダ投資税制ハンドブック』（中央経済社、2004）、トーマツ編『欧州主要国の税法（第2版）』（中央経済社、2008））。オランダ税制の概要について、一般的な説明はその出版物に委ね、本稿ではオランダの法人所得税制のうち、ダッチ・サンドイッチに関連する要点を整理したうえ、本論に入ることとする。

税務行政については、石崎靖浩「オランダの税務行政と税制の概要」『税大ジャーナル15号』（平成22年10月）を参照されたい。

(1) 納税義務者

法人所得税は、資本の全部または一部が持分に分割される法的主体（例えばBVおよびNV）に課される。重要な法的主体にはBV（有限会社、非公開会社）、NV（株式会社、公開会社）、協同組合、相互保険会社等である。

法人は、居住法人（a resident company）と非居住法人（a nonresident company）に区分され、居住法人はその全世界所得に課税され、非居住法人は一定のオランダ国内源泉所得に課税される。居住性の判定基準は税法に定義はないので、法人が課税上実際にオランダにベースがあるかないかの判定は「事実と状況」に基づいて行われる。その判定基準は、(i)現実の経営が行われる場所（place of effective management）、(ii)本店の所在地（location of the head office）、(iii)株主総会が開催される場所（location of shareholders' meeting）などである。オランダでは、オラ

ンダ法で設立された法人（設立準拠法主義）と外国法により設立された外国法人であってもオランダで管理支配が行われるもの（管理支配地主義）がオランダの「居住法人」とされる。

(2) 課税標準

法人所得税の課税標準は、事業年度に稼得した益金から損金を控除して算定される課税所得である。益金は「健全な事業慣行」（sound business practice）と「継続的な営業形態」に基づいて算定される。一般に受け入れられる会計原則（GAAP）と異なる取扱いもある。利益は、実現主義により、未実現の利益を算入せず、損失はできるだけ速やかに考慮に入れる。棚卸資産の評価、減価償却および引当金について選択が受け入れられ、選択した方法は継続的に適用される。すべての事業費用（事業の遂行に直接または密接に関連したすべての費用）が控除される。欠損金は、1年の繰戻控除と9年の繰越控除を認められる。

事業費用（expenses related to the carrying out of a business）には、次のものが含まれる。株主との取引において費用の額が独立企業間価格（arm's length price）を超える場合には超過額は「隠れた利益配当」（hidden profit distribution）とみなされる。

- ・開業費は、発生年度に全額控除することができるが、5～10年の償却も認められる。
- ・一定の引当金
- ・負債利子、使用料および賃借料
- ・役員報酬
- ・一定の租税（外国税を含む。）
- ・貸倒損失および貸倒引当金
- ・キャピタル・ロス
- ・年金プラン拠出金
- ・利益シェアリング・プランによる従業員賞与（ただし、ストックオプションおよび従業員持株による報酬コストを除く。）
- ・歩合（コミッション）
- ・通常の事業費用と考えられる寄附金

・減価償却費

(3) 税率

4万ユーロ以下	20%
4万ユーロ超 20万ユーロ以下	23%
20万ユーロ超	25.5%

最高税率 25.5%の超過累進税率の税率構造を有するので、税率のみをみる限り、オランダを低税率国といえない。

(4) 参加免税 (Participation Exemption)

「参加免税」または「実質的保有免税」(Substantial Holding Exemption) が法人所得税の支柱となる制度である。この制度の目的は、子会社が親会社に分配する利益に対する二重課税の防止である。グループ法人間の利益の分配は免税とされる。

「参加」(participation) とは、法人がオランダまたは外国の法人の払込資本の 5%以上を所有する状態をいう。参加免税は、「参加」がアクティブである場合に適用される。「参加」による特典は、免税である。この特典には、配当、賞与、参加持分の売却における損益、買収および売却のコストが含まれる。「参加」持分の価値が損失の発生により下落する場合、親会社の評価損は原則として認められない。参加免税は、親会社または子会社が投資機関 (an investment institution) である場合には原則として適用されないが、「減税投資参加」(a reduced tax investment participation) という制度がある。

親会社の持株比率が 5%を下回る場合でも、一定の条件の下で 3年間参加免税が認められる。濫用の可能性がある場合には参加免税は認められない。例えば、子会社がパッシブ・ポートフォリオ投資会社であり、実効税率が 10%未満の法人である場合、ポートフォリオ投資会社の株式には参加免税の適用はない。逆にいえば、低い課税でもアクティブな会社 (active low-taxed companies) は参加免税を受けることができる。

参加免税は、外国子会社に対する投資の転

換リスクのヘッジに用いる証券から生じる通貨損益、オプションおよび転換社債の転換から生じる利益にも適用される。

(5) 課税単位 (Fiscal Unit) - グループ税制

プロフェッショナルが「連結納税制度」と呼ぶ課税単位制度がある。

親会社が子会社の株式の 95%以上を所有する場合、法人が課税単位に関する合同申請を税務当局に提出すれば、課税上単一の主体 (a single entity) とみなされる。この制度により、子会社は、親会社に吸収される。一課税単位とみなされる重要な利点は、一方の法人の損失が同一グループの他方の法人の利益から控除できることである。法人は、課税効果を生じないように、相互に財貨サービスを供給することができる。一方の法人から他方の法人に資産を譲渡することが、単体企業でキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスを認識せず、無税で行うことができる。ただし、課税単位の制度は、関係法人のすべてがオランダで設立された場合に限り認められる。

(6) パテント・ボックス (使用料ボックスともいう。)

無形資産を開発した法人は、当該無形資産が開発された年度における利益から開発コストを控除することができる。無形資産について特許権が認められると直ちに法人はパテント・ボックスの特典を選択することができる。これにより、法人は通常の税率の代わりに 10%の税率を適用される。2008年から、パテント・ボックスは、特許権が認められないが、研究開発プロジェクトから生じた無形資産にも適用されることになった。納税者は Senternovem から R&D 申告を受け取っている必要がある。この特典を受けるためには一定の条件を満たす必要がある。例えば、特許が法人の無形資産によって得た利益に 30%以上寄与することなどである。パテント・ボックスは、ブランド、ロゴ、ソフトウェアの

著作権などには適用されない。

(7) グループ利子ボックス

2007年にオランダは「グループ利子ボックス」制度を導入した。このボックスの目的は、グループ法人間の支払利子と受取利子の差額に5%の低税率を適用することである。法人は、この特典を受けるため一定の条件（50%以上の持株関係にあるオランダ関係会社であること、これを選択した場合には3年間以上適用すること）を満たす必要がある。この制度については、欧州委員会で審査されている。

(8) キャピタル・ゲイン

キャピタル・ゲインは、課税所得に含まれ、通常の法人所得税を課される。キャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロス、資産の帳簿価額（取得価額－減価償却費）と売却価額の差額である。ただし、参加免税により、法人株式の売却から生ずるキャピタル・ゲインは原則として免税される。合併または分割により、株式と引換えに他の法人の株式または資産のすべてを取得する法人から生ずる収益は、一般に免税される。

(9) 源泉徴収税

① 配当

居住者または非居住者に支払われる配当は、15%の源泉徴収税を課される。居住者については、源泉徴収税は受領者の所得税と相殺することができる。非居住者については、大部分の場合、最終税（a final tax）である。15%の源泉徴収税率は租税条約の適用により引き下げられる（表7）。オランダ参加免税が適用される場合または EC Parent-Subsidiary Directive により適格親会社に支払われる場合には源泉徴収税は課されない。

② 利子

オランダは、利子には源泉徴収税を課さない（利益シェアリング債券の利子を除く。）。

③ 使用料

オランダは、使用料には源泉徴収税を課さない。

(10) 外国税額控除

配当、利子および使用料に係る外国税額控除は、オランダと租税条約を締結している国または財務省の指定する一定の開発途上国で源泉徴収された租税に制限される。オランダ法人は、参加免税が適用される外国子会社から受け取る配当に課された外国源泉徴収税を税額控除することはできない。

(11) 過少資本ルール

2004年にオランダは過少資本制度といわれる利子控除の制限制度を導入した。

法人は、過大なレバレッジド・ファイナンスを利用する場合に利子の控除を認容されない。このルールは、保有法人が法人の株式の50%超を所有する場合のグループの一部となっている法人のみに適用される。法人が過大なレバレッジド・ファイナンスを行うかどうかを判定する基準は、次の一定の比率とグループ基準である。

- ・一定の比率に基づき、レバレッジド・ファイナンスが法人の資本の3倍を超える場合に過大なレバレッジド・ファイナンスを用いているとみられる。
- ・グループ基準に基づき、レバレッジド・ファイナンスと法人の資本との比率が法人の所属するグループ全体の比率を超える場合に過大なレバレッジド・ファイナンスを用いているとみられる。利子控除の限度額は、関連法人に負う利子の額である。

2008年に利子控除の濫用防止規定が強化された。税務当局は、グループ取引について受領者が外国で10%以上の税を課されていても、事業上の考慮がないことを示し、グループ内の支払利子の控除を否認することができる。

(12) 独立企業原則＝移転価格税制

関連者は相互に商業価格を請求することができるという規定（移転価格税制）がある。すべての関連取引の適正な文書を保存する義務が課される。税務当局は、関連者間取引が

市場価格と条件に基づいて行われたか否かを定めることができる。事前価格決定合意 (APA) が認められる。

(13) オランダ税制の特典

- ・オランダは利子および使用料について源泉徴収税を課さないこと
- ・オランダ親会社が外国子会社から受け取るすべての利益は、オランダでは免税とされること
- ・オランダにおいて短期的に雇用されるすべての外国人の 30%スキームという免税報酬制度があること

7. オランダを「導管国」(a conduit country) とする仕組み

このようにオランダ税制の概要をみると、居住法人には 25.5%の税率で全世界所得課税を行うと規定しているが、オランダが多国籍企業のグループ内部取引にオランダの法的主体 (a legal entity) を介在させ、多国籍企業の外国子会社の所得を無税でオランダに持ち込み、これをピュア・タックス・ヘイブンの子会社に無税でチャンネルすること (これをゼロタックス・スキームという。) を可能にする精緻な措置 (i)グループ税制、(ii)参加免税、(iii)利子・使用料の非課税、(iv)投資所得に対する源泉徴収税の不適用、(v)租税条約網など) を講じていることが明らかになる。

このため、多国籍企業はそのタックス・プランニングにおいて、グループ内部取引を行う場合、オランダの法的主体を介在させる取引 (いわゆるダッチ・サンドイッチ) を合法的に仕組むことができる。このタックス・スキームのコンストラクションにおいて「オランダ持株ストラクチャー」(holding structure) が採用される。

しかし、法的にみると、オランダには、(i) 通常の事業体と(ii)タックス・プランニング用のビークルを区別する特別な法制はないので、法的に認められる mailbox company や shell

corporation が、BV または NV として持株ストラクチャーで用いられることになるが、時には違法な目的で利用されることがある。

「シェル法人」(Shell corporation) は、一般に、次のように定義される。

A company that is incorporated but has no significant assets or operations. Shell corporations are not in themselves illegal, and they may have legitimate business purposes. However, they are a main component of underground economy, especially those based in tax havens.

オランダ持株ストラクチャーで用いられる法的主体は、いわゆる実体のないペーパー・カンパニーではなく、オランダ税法上の「実質」(Substance) 要件を満たすものでなければならぬとされているため、この「実質」要件を満たすためオランダの「信託事務所」(trust office : TO) を利用することが必要とされる。

(1) 信託事務所 (trust office : TO) ⁽²⁾

オランダ中央銀行 (DNB) は、タックス・プランニング用ビークル mailbox company その他の事業体を特別金融機関 (Special Financial Institution : SFI) として登録する。

「特別金融機関」(SFI) は、一般に、次のように定義される。

Netherlands-based companies or institutions whose shares are held directly or indirectly by non-residents, which specialize in raising funds outside the Netherlands and on-lending or investing them outside the Netherlands. The funds raised by these institutions are on-lent or invested almost entirely within the group of which they form part. These institutions are based in the Netherlands partly for fiscal reasons, enjoying tax advantages either in the Netherlands, or in the country where the parent company is established.

多国籍企業は純粋に租税上の理由で統括会社をオランダに設立しているが、オランダ持株会社は、(i)中間的持株会社・ヨーロッパ統括会社と(ii)グローバルな究極の親会社に分れる。このオランダ統括会社の例として、フォルクスワーゲン、IKEA、グッチ、ピレリ、プラダ、フジ・シーメンス、ミタル・スティール、トラフィギュラなどが有名である。

SFI の約 80%は信託事務所 (trust office : TO) によって代理されている。SFI はオランダを通じ約 9,000 億ユーロをチャンネルしているが、その金は TO によって管理されている。TO は、依頼人のために多様なサービスを提供するが、その主たる機能は、オランダの法的主体に法的な「実質」(substance) を与えることである。

TO は、多国籍企業である依頼人のために BV または NV などの法的主体 (a legal entity) を設立し、これに「オランダの住所」を与え、経営管理を行う。これは、法人がオランダに現実に存在することが必要であるという「実質主義」(substance over form) 要件(租税の有利性を享受するための必須要件)を満たすための仕組みである。mailbox companies の住所は、現実には TO の住所と同じである。普通の常識では法人が実体のある法的主体であるか否かの判定要件として「従業員の有無」を掲げるところ、オランダでは、従業員の有無や人数は、実質要件としていない。

TO は、株主総会などの管理・補助サービスや法律・会計の助言を行う。多国籍企業はこのような法人の設立・運営のために TO の機能を利用している。

エンロン等のスキャンダル後の国際圧力に対応するため、オランダは 2004 年 3 月 1 日に信託事務所監督法 (Act on the Supervision of Trust Offices : Wet Toezicht Trustkantoren : WTT) を制定し、ライセン

スのある法人のみが信託業務を行うことができることとし、TO は自然人により管理され、依頼を受ける理由を示すことを要求することとした。このようなスキャンダル後、銀行や大企業は mailbox companies との取引の利用によって評判が落ちるおそれがあると考え、TO を処分するものが増えた⁹⁾。TO の機能の一つは、タックス・プランニングに利用される法的主体に要求される実質要件を満たす「住所」を与えることであるので、オランダには TO と同じ住所を有する法人が多数存在する。

(2) オランダが資金フローの「導管国」(a conduit country) となるメリット

オランダが約 2 万の mailbox companies に住所を与え、導管国となるメリットはなにか。

DNB によると、オランダ経済にとっては次のようなメリットがあるといわれている。

- (i) mailbox companies により金融専門家、会計士および法務・税務助言者の専門職が増える。TO の直接雇用だけで約 2,500 名が必要になるので、雇用機会の創出に役立つ。
- (ii) mailbox companies に住所を与えることから税収の確保につながる。オランダを通じてローンをアレンジすると、「利子」の一部がオランダに残る。例えば、2001 年 SFI 活動によるオランダの直接収入 17 億ユーロの約 70%(12 億ユーロ)が税であり、mailbox companies の収入の約 30% (5 億ユーロ) が管理費 (TO への支払、銀行サービスへの支払等) に充てられる。
- (iii) mailbox companies はアムステルダムに設立されることが多いので、アムステルダムの「金融センター」としての地位を高める。アムステルダム証券取引所は世界最古の証券取引所である。
- (iv) mailbox companies が主たるグループ

活動（生産、研究開発および貿易）のオランダへの誘致を刺激する。

(3) オランダが資金フローの「導管国」となるデメリット

オランダが mailbox companies の利用を促進し、導管国となるための税制を維持するデメリットはなにか。タックス・ヘイブンに関する次のような問題が生ずる。

- (i) 約2万の mailbox companies の設立を促進することは、多数のダーティ・ビジネスを引き付ける（スハルト大統領、ジェームス・ハーディの事例）。
- (ii) オランダ法人の本店は単なる mailbox company であり、それ以外に何もなく、事業活動の実際の管理運営および法律部門は第三国において行われるが、公害、破産または詐欺に係る訴訟はオランダで行われる（司法コストの問題）。
- (iii) タックス・ヘイブンは、あらゆる種類の違法活動収益の洗浄を隠すことが、オランダにおけるマネーロンダリングの規模を分析する研究で明らかにされている⁴⁾。
- (iv) 多国籍企業の資金フローの導管国となるというオランダの政策は、開発途上国の援助政策と矛盾する。ミレニアム開発目標に貢献する各国は毎年2,550億ドルの税収をオランダなどのタックス・ヘイブンのために失っている。オランダも公的開発援助（Official Development Assistance : ODA）にGDPの0.8%を拠出している。

(4) オランダがタックス・ヘイブンといわれる理由

オランダがタックス・ヘイブンであるかいかということがよく議論される。これまで、『租税研究』のオフショア・シリーズで述べてきたように、そもそも「タックス・ヘイブン」の定義が国際的に確立されていないため、論者の「タックス・ヘイブン」の定義次第で、

オランダはタックス・ヘイブンであるといわれ、また、オランダはタックス・ヘイブンではないといわれる。

OECDの当初のタックス・ヘイブンの定義に従い2000年に公表したタックス・ヘイブン・リストには、ヨーロッパ・地中海のタックス・ヘイブンとしてアンドラ、チャンネル諸島、キプロス、ジブラルタル、マン島、アイルランド、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、サンマリノ、スイスの名を上げているが、オランダを含めていない。しかし、米国議会のCRS（Congressional Research Service）“Tax Haven: International Tax Avoidance and Evasion”（July 9, 2009）においてJane G. Gravelleは、表1のように、タックス・ヘイブン・リスト国（GDP100億ドル以上）とオランダにおける米国外国法人所得の対GDP比率を比較検討している。

表1 タックス・ヘイブン・リスト国（GDP100億ドル以上）およびオランダにおける米国外国法人所得の対GDP比率

コスタリカ	1.2%
キプロス	9.8%
香港	2.8%
アイルランド	7.6%
ルクセンブルク	18.2%
オランダ	4.6%
パナマ	3.0%
シンガポール	3.4%
スイス	3.5%
台湾	0.7%

（出所：CRS Report July 9, 2009）

Jane G. Gravelleは、表2のように、タックス・ヘイブン・リスト国とオランダから配当されるべき外国利益の1%以上が親会社に配当された割合を源泉地国別に比較検討している。

表2 Repatriation Holidayからの配当の源泉地

国からの配当の比率

オランダ	28.8%
スイス	10.4%
バミューダ	10.2%
アイルランド	8.2%
ルクセンブルク	7.5%
カナダ	5.9%
ケイマン諸島	5.9%
英国	5.1%
香港	1.7%
シンガポール	1.7%
マレーシア	1.2%

(出所：IRS)

OECD の当初リストで、タックス・ヘイブンとされたヨーロッパの国の法定税率をみると、アイルランド (12.5%) やリヒテンシュタイン (12.5%) は確かに低税率国であるが、マルタ (35%)、ルクセンブルク (28.59%)、モナコ (33.33%) およびスイス (21.17%) は必ずしも低税率国ではない。ではなぜオランダ (25.5%) よりも高税率国であるにもかかわらず、マルタ、ルクセンブルク、モナコなどは low-tax regime の烙印を押されるのか。それらはそれぞれの優遇税制やオフショア事業体の非課税制度および課税ベースの縮小の可能性などから税負担がきわめて小さくなる制度を有するからである。

例えば世界の法人税率の比較表を毎年発表している KPMG's Corporate and Indirect Tax Survey 2010 では、スイスの法人税率を 21.17% と表示しているが、これは連邦税 (7.8%) とカントン税を加味した税率であり、実際は多くのカントンが税の競争を行い、外資誘致のため免税措置を採っているため、そのようなカントンを選択する場合には適用税率は連邦税のみの 7.8% という低税率になる。

オランダは、その mailbox companies、なかでもタックス・プランニング用の法的主体 (SFI) については実際には税負担ゼロにすることができる制度を有する。連邦税と州税

のそれぞれの減免や税率にかかわらず課税ベースの縮小を認める税制によって税負担を限りなくゼロに近づけることができるので、タックス・ヘイブンの判定基準としてトリガー税率を用いる国は KPMG の税率表だけに依存すると、スイスやオランダのような国は低税率の国とはみえない。

では、なぜオランダは OECD の当初のタックス・ヘイブン・リスト (2000 年) から除外されたのか。

(5) オランダをタックス・ヘイブン・リストに掲載しない理由

2009 年 5 月、米国財務省は、米国の多国籍企業が国外所得を隠すためにアイルランド、バミューダと組み合わせてオランダを多国籍企業用タックス・ヘイブンとしているという見解を公表した。オバマ大統領は、翌 2010 年にわたり 2100 億ドルの税収をタックス・シェルターから徴収するといひ、ウォールストリート・ジャーナルは同年 4 月に税務当局の目から漏れている国外所得は 580 億ドルに上り、約 200 億ドルの税収が消されているという記事を書いた。オランダ大蔵大臣 Wouter Bos は「このような非難は全く不当なものである」と反論し、ホワイトハウスは、財務省の見解を取り消した。財務次官 Jan Kees de Jager が「ホワイトハウスがワシントンのオランダ大使館にオランダをタックス・ヘイブン・リストから削除すると伝えた」というエピソードが伝えられた。2009 年 3 月 2 日に公表された Carl Levin の the Stop Tax Haven Abuse Act の 34 のオフショア秘密管轄 (Offshore Secrecy Jurisdictions) にも、ヨーロッパのリヒテンシュタイン、ルクセンブルク、スイス、アジアのシンガポール、香港などの名はあるが、オランダの名はない。

租税公正ネットワーク (Tax Justice Network : TJN) は、タックス・ヘイブンを「他国の法令により他国で課される租税を回避しまたはほ脱するために利用される税法を

有する国・地域」と定義している⁶⁾。

オランダは、法人税率 (25.5%) でみると、ピュア・タックス・ヘイブンと呼ばれる管轄 (表3) やきわめて低税率の管轄 (表4) や秘密管轄 (スイス、シンガポールなど) の特徴をもつ種類の管轄とは異なり、タックス・プランニングにおいて「導管国」(a conduit country) または「介在国」(an intermediary country) となり、多国籍企業がそのグローバル税負担を最小化するため、一国の法人と他の国の子会社または関連会社との間にオランダの法的主体を介在させ、外国直接投資 (Foreign Direct Investment : FDI) とそれから生じる所得のチャンネルとすることを促進する導管優遇税制を有する。

このように多国籍企業がオランダの導管優遇税制を利用して他の国の租税を回避することが可能になるだけでなく、さらに、オランダは、多国籍企業が持株会社、金融子会社およびライセンシング子会社などを設立するピュア・タックス・ヘイブンへの無税の資金フローのルートづくりに「導管国」として重要な役割を果たす。オランダの導管優遇税制は、多国籍企業の国際取引におけるオランダの法的主体の介在によりオランダという導管国 (またはオランダ中間持株会社等) を通過する資金フローを合法化し、ピュア・タックス・ヘイブンの法的主体の「究極の親会社」(ultimate parent companies) または beneficial owner を特定することができないという不透明性を作り出す。すなわち、オランダの国際収支統計には、オランダへの FDI の主要な源泉地国やオランダからの ODI の主要な仕向地国がカリブ海、ヨーロッパまたはアジア太平洋のピュア・タックス・ヘイブンである場合、その資金フローの真実の出手または受手は不明となる。

TJN は、このように真実の投資家や真実の資産の所有者、あるいは事業・投資・資産から生ずる所得の帰属すべき受益所有者

(beneficial owner) の特定を不可能にする優遇税制を有害な税制 (harmful tax regime) とみており、TJN のタックス・ヘイブンの定義に照らし、オランダは多国籍企業のためのタックス・ヘイブンであると主張する。

これに対し、先に引用した OECD のリスト (2000年) のようにオランダはタックス・ヘイブンではないという主張もある。

表3 ゼロ税率のタックス・ヘイブン (ピュア・タックス・ヘイブン)

バハマ、バーレーン、バミューダ、ケイマン諸島、ガーンジー、マン島、ジャージー。

表4 低税率 (20%以下) の管轄

アルバニア (10%)、アルメニア (20%)、ブルガリア (10%)、カンボジア (20%)、チリ (17%)、クロアチア (20%)、キプロス (10%)、チェコ (19%)、エジプト (20%)、香港 (16.5%)、ハンガリー (19%)、アイスランド (18%)、アイルランド (12.5%)、カザフスタン (20%)、クエート (15%)、ラトヴィア (15%)、リトアニア (15%)、マカオ (12%)、マケドニア (10%)、モーリシャス (15%)、モンテネグロ (9%)、オマーン (12%)、パラグアイ (10%)、ポーランド (19%)、カタール (10%)、ルーマニア (16%)、ロシア (20%)、サウジアラビア (20%)、セルビア (10%)、シンガポール (17%)、スロバキア (20%)、台湾 (17%)、トルコ (20%)。

(6) オランダ「導管」の主役

オランダ「導管」の主役は、上述の mailbox companies その他の SFI である。

① Mailbox companies

オランダが導管となるアレンジメントを促進するため、mailbox companies と呼ばれる法的主体が利用される。Mailbox companies は、多国籍企業が負うべき税負担を減らすために管理機能 (administrative function) を果たし、従業員ゼロまたは1人の「実質的な商業施設を有しない法人」である。オランダ税制の適用を受けるためには、法人がオランダに実際に存在すること (a real presence)

が必要であるので、この「実質要件」(substance requirement)を満たすために、通常、すでに述べた「信託事務所」(Trust Office : TO)が多国籍企業のためにオランダに法的主体を設立し、これに「住所」(an address)を与え、「経営管理」(management and administration)機能を果たしている。

多国籍企業研究センター(SOMO)の2007年報告書⁶⁾によると、mailbox companiesは約2万社あり、その27%~46%の親会社はタックス・ヘイブン、主としてオランダ領アンティルス(2010年に解体した。)にあるとみられる。オランダ法人法(Dutch corporate law)には、mailbox companies等①タックス・プランニング用の媒体と②真正な事業体(genuine types of business entities)を区別する特別な法形態はない。この点では、タックス・プランニング用の特別な法形態(例えばオフショア国際事業法人:IBC)を法定しているピュア・タックス・ヘイブンとオランダは異なる。

②Special Financial Institutions (SFI)

オランダには、すでに述べたように、SFI(オランダ語ではBFI)の登録があり、これには mailbox companies とその他のタックス・プランニング用媒体が含まれるが、SFIは主として次の3種類に分類される。

(i) 金融会社(financing companies)

タックス・ヘイブンの親会社または金融関連会社から出資または融資により資金を調達し、同一グループに属する外国子会社に対する株式・債券の発行を通じて国際資本市場で資金を調達することを目的とする。金融会社は、多国籍企業の内部銀行とみなされる。

(ii) 持株会社(holding companies)

オランダ国外で「参加」(participations)を管理し、参加から得る配当を親会社に分配し、親会社のために「買収」(acquisitions)を行う。

(iii) 使用料・フィルム会社(royalty and film right companies)

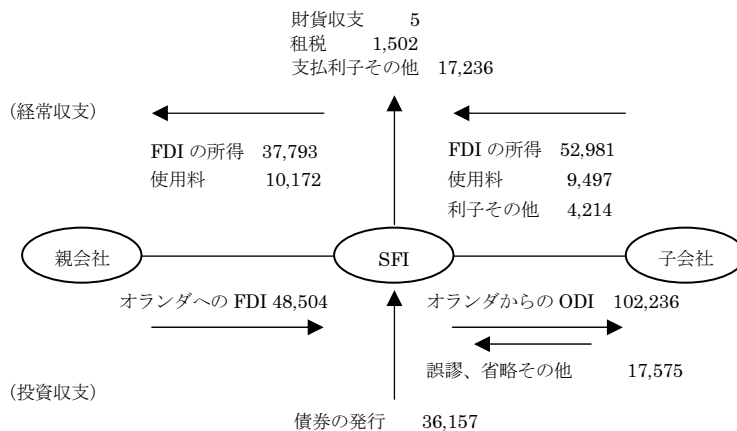
親会社のためにライセンス、特許権およびフィルム権を利用する。

(iv) 上記(i)~(iii)の複合会社

SFIはDNBに登録することになっている。DNBの資料⁷⁾によれば、SFIは着実に増加している。DNBはSFIは約1万社超と推計している。SFIの取引(資本、配当、利子、使用料の支払の流入と流出)総額も1996年7,820億ユーロから2006年4兆6,000億ユーロへ増加している。租税回避のために、多国籍企業は、オランダで設立されたSFIを通じて子会社を所有し、これにファイナンスする。

SFIを通じて毎年チャンネルされる金融フローは、次の図1のようになる。

図1 オランダを通じるSFI資本フロー(単位:100万ユーロ)



③ SFI を通じる FDI

国際収支のデータから、オランダを通じる親会社と子会社との年間のフローを伺い知ることができるが、景気循環、組織再編成、M&A などによってその数字は変動する。対外バランス統計から、FDI フローの蓄積である FDI ストックに関する情報を得ることができる。対外バランス (International Investment Position) は、オランダの対外金融資産・負債の価値・構成を示すものであるが、資産には対外 FDI、外国証券その他の資産が含まれ、負債には対内 FDI、オランダ証券その他の負債が含まれる。オランダの対外バランスをみると、その資産・負債は、SFI を含める場合 SFI を除く数字より非常に大きいこと、その差のほぼ全部が資産・負債ともに FDI ストックによるものである。この事実は、オランダを通じてある国から他の国への FDI のチャンネルとなる SFI の導管機能の大きさを示している。

オランダ SFI の対内 FDI と対外 FDI のストックは、オランダ法人の対内 FDI と対外 FDI を遥かに超えている。2006 年を例にとると、オランダ法人の対外 FDI ストックは 5,540 億ユーロであるが、SFI の対外 FDI ストックは 1 兆 1,710 億ユーロであり、オランダ法人への FDI ストックは 3,700 億ユーロであるが、SFI への FDI ストックは 9,270 億ユーロである。SFI は、主としてオランダを通じる資金ルートになっているので、オランダ

国内経済との関係は希薄であることを考慮し、DNB は実物的事業関連 FDI と租税回避戦略 FDI を区別するために SFI 取引の FDI 統計を公表している。グローバル経済において SFI の規模がどのくらいであるか。Francis Weyzig & Michiel van Dijk は、国連貿易開発会議 (UNCTAD) の報告書 (World Investment Report) との比較で DNB の資料から、次のような結論を導いている⁸⁾。

オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国、ノルウェー、スイス、カナダ、米国、オーストラリアおよび日本の 20 カ国の対外 FDI (2005 年) を比較するとき、対外 FDI ストックの規模では、オランダは SFI を考慮に入れない場合、米国、英国、ドイツ、フランスに次いで第 5 位であるが、SFI を含めると、米国に次いで第 2 位の投資国となる。また、対内 FDI を比較するときも同じパターンであり、オランダは SFI を考慮に入れない場合、第 6 位の投資ホスト国であるが、SFI を含めると、米国に次いで第 2 位の投資ホスト国となる。主要国における投資に対するオランダ SFI のシェアは、各国の FDI ストックに占める SFI 保有の FDI ストックまたは SFI に対する FDI ストックの割合であり、表 5 のとおりである。

表 5 主要国の対内 FDI および対外 FDI と SFI を通じる FDI (2005 年) (単位: 10 億ユーロ)

国名	Inward FDI ストック			Outward FDI ストック		
	FDI via SFI	Total FDI	SFI のシェア	FDI via SFI	Total FDI	SFI のシェア
イタリア	24	177	14%	37	236	16%
ドイツ	78	404	19%	- 48	778	- 6%
フランス	50	483	10%	42	686	6%
ベルギー	12	396	3%	45	311	14%
ルクセンブルク	98	56	175%	112	40	280%
英国	137	656	21%	196	995	20%
スペイン	47	296	16%	- 20	307	- 7%
米国	68	1,307	5%	170	1,649	10%
日本	27	81	33%	15	311	5%
世界 (オランダを除く)	1,033	8,044	13%	833	7,763	11%

(Tax Haven and Development Partner p.16.)

表5の日本を例にとると、日本の対内FDIストックは810億ユーロであり、オランダSFIは対日ODIストックが270億ユーロであるので、日本の対内FDIストックの33%はオランダSFIによって支配されている。日本の対外FDIすなわちODIストックは3,110億ユーロであり、オランダSFIが受け入れる日本の対外FDIストックが150億ユーロであるので、日本のODIストックの5%がSFIを通じて保有されている。

租税回避のために創設された法的主体であるSFIは、グローバルのInward FDIストックの13%を支配し、グローバルのOutward FDIストックの11%がSFIを通じて保有されている。これに通常のオランダ法人に対するFDIとオランダ法人によるODIを加味すると、オランダはグローバルなInward FDIストックの20%、Outward FDIストックの14%を支配するものとみられる。

オランダの導管アレンジメントに対する優遇税制と類似の税制を有する国としては、『租税研究』のオフショア・シリーズですでに述べてきたように、ヨーロッパではルクセンブルク、アイルランド、キプロス、デンマーク、アジアでは資本ラウンド・トリップで有名な香港などがある。

8. 国際的タックス・プランニングでオランダが人気のある理由

上に述べたように、世界のInward FDIストックの13%は誰が真実の投資家であるかを特定できないにせよオランダSFIを通じて保有されており、世界のOutward FDI(ODI)ストックの11%は誰が真実の投資家であるかを特定できないにせよオランダSFIを通じて保有されている。この事実から、オランダSFIが多国籍企業の世界中の子会社に対する税負担減らしの仕組みに大きい影響を及ぼしていることが容易に推測されるであろう。

オランダは、国際的タックス・プランニン

グで重要な役割を果たしている。多国籍企業はオランダのどこに魅力を感じるのか。一般に、オランダの人気は、次のような点にあると指摘されている。

(1) 参加免税 (Participation Exemption)

オランダ持株会社の子会社からの配当およびキャピタル・ゲインは、一定の条件の下で、オランダ法人所得税を免除される。オランダの租税理論は、(i)法人税は法人の利得に二度課税されるべきでないという考えと(ii)法人のグループは課税上単一とみなす考えの結合に基づく。参加免税の適用条件は、次のとおりである。

- (i) オランダ居住持株会社が外国法人またはオランダ居住法人の発行済株式資本の5%以上を保有すること
- (ii) 株式保有は、短期投資目的でなく、長期投資目的で行われること
- (iii) 外国法人の株式保有については、外国法人が外国所得税を課されること
- (iv) 外国子会社がパッシブ・グループ金融活動に従事しないこと（単なるマネー導管でないこと）

(2) 租税条約網

オランダは、配当、利子および使用料の源泉徴収税を実質的に減免する広範な租税条約網を有する。1933年に最初にベルギーとの租税条約を締結して以来、80以上の租税条約を有する。また、EU Parent-Subsidiary Directiveにより、EU法人の株式の25%以上を保有する場合、配当源泉徴収税は完全に免除される。オランダ租税条約は、EU非加盟国からオランダへの支払配当の減免の特典を規定している。租税条約は利子の源泉徴収税を排除し、使用料の源泉徴収税を0%~15%に制限している。また、オランダ持株会社が親会社に支払う配当の源泉徴収税は0%~15%に制限され、利子および使用料に対するオランダの源泉徴収税は常にゼロである。この点は、外国法人が使用料、ライセンス料や特許

料の支払ルート、国際資本市場の取引やグループ金融の仕組みの中間媒体としてオランダに導管会社を設立する魅力を与えている。

表6 オランダの租税条約（オランダへの支払に対する源泉徴収税率の減免）

	配当	利子	使用料		配当	利子	使用料
アルゼンチン	10/15	0/12	3/5/10/15	マレーシア		10	8
アルバ	10	0	0	マルタ	0	0	0
オーストラリア	15	10	10	メキシコ	0/5/15	5/10/15	10
オーストリア	15/5	0	0/10	モルドヴァ	15/5	5	2
バングラデシュ	10/15	10	10	モロッコ	10/25	10/25	10
ベラルーシ	5	0/5	0/3/5/10	オランダ領アンティルス	0	0	0
ベルギー	15	10	0	ニュージーランド	15	10	10
ブラジル	0	15	15	ナイジェリア	7.5/10	7.5	7.5
ブルガリア	5/15	0	0	ノルウエー	0	0	0
カナダ	15/10/5	10/0	10/0	パキスタン	10/20	20	5/15
中国	10	10	10	フィリピン	15	15	15
クロアチア	0/15	0	0	ポーランド	0/5/15	0/5	5
チェコ	0/10	0	5	ポルトガル	10	10	10
デンマーク	0	0	0	ルーマニア	0/5/15	0/3	0/3
エジプト	0	12	12	ロシア	5/15	0	0
エストニア	5/15	10	5/10	シンガポール	10	0	0
フィンランド	0	0	0	スロヴァキア	0/10	0	5
フランス	0/5/15	0/10	0	南アフリカ	0	0	0
グルジア	未発効			スペイン	10	10	6
ドイツ	0	0	0	スリランカ	10/15	10	10
ギリシャ	0	10	7	スリナム	7.5/15/20	0	0
ハンガリー	5/15	0	0	スウェーデン	15/0	0	0
アイスランド	0/15	0	0	スイス	0	5	0
インド	0	10	10	台湾	10	10	10
インドネシア	15/10	0/10	10	タイ	10	15	15
アイルランド	0	0	0	チュニジア	20	10	11
イスラエル	5/10/15	10/15	5	トルコ	5/10	10/15	10
イタリア	5/10/15	0/10	5	ウクライナ	0/5/15	2/10	0/10
日本	5/15	10	10	USSR	5/15	0	0
カザフスタン	5/15	10	10	英国		0	0
韓国	10/15	15	10/15	米国	15/5	0	0
クエート	10	0	5	ウズベキスタン	15	10	10
ラトヴィア	5/15	10	5/10	ベネズエラ	0/10	5	5/7/10
リトアニア	5/15	10	5/10	ヴェトナム	5/10/15	10	5/10/15
ルクセンブルク	0/2.5/15	0	0	ザンビア	5	10	10
マケドニア	15	0	0	ジンバブエ	10	10	10

（2006年のデータにより作成）

日本とオランダとの租税条約（2010年8月25日署名）では、配当（持株割合50%以上免税、持株割合10%以上5%、その他10%）、利子（政府、銀行等免税、その他10%）、使用料（一律免税）を規定している。

表7 オランダの租税条約（オランダからの支払に対する源泉徴収税率の減免）

	配当	利子	使用料		配当	利子	使用料
アルゼンチン	10	0	0	マレーシア	0	0	0
アルメニア	0/5	0	0	マルタ	0/5	0	0
アルバ	5/7.5/15	0	0	メキシコ	5	0	0
オーストラリア	15	0	0	モルドヴァ	0/5/15	0	0
オーストリア	0/5	0	0	モロッコ	10	0	0
バングラデシュ	10	0	0	オランダ領アンティルス	8.3	0	0
ベラルーシ	0/5	0	0	ニュージーランド	15	0	0
ベルギー	0/5	0	0	ナイジェリア	12.5	0	0
ブラジル	15	0	0	ノルウェー	0	0	0
ブルガリア	5	0	0	パキスタン	10	0	0
カナダ	5	0	0	フィリピン	10	0	0
中国	10	0	0	ポーランド	0/5/15	0	0
クロアチア	0/15	0	0	ポルトガル	0/10	0	0
チェコ	0	0	0	ルーマニア	0/5/15	0	0
デンマーク	0	0	0	ロシア	5	0	0
エジプト	0	0	0	シンガポール	0	0	0
エストニア	5	0	0	スロヴァキア	0	0	0
フィンランド	0	0	0	南アフリカ	5	0	0
フランス	0/5	0	0	スペイン	0/5	0	0
グルジア	0/5/15	0	0	スリランカ	10	0	0
ドイツ	0/10	0	0	スリナム	7.5/15	0	0
ギリシャ	0/5	0	0	スウェーデン	0	0	0
ハンガリー	5	0	0	スイス	0	0	0
アイスランド	0	0	0	台湾	10	0	0
インド	10	0	0	タイ	5	0	0
インドネシア	10	0	0	チュニジア	0/20	0	0
アイルランド	0	0	0	トルコ	5	0	0
イスラエル	5	0	0	ウクライナ	0/5	0	0
イタリア	0/5/10/15	0	0	USSR	15	0	0
日本	5	0	0	英国	0/5	0	0
カザフスタン	0/5	0	0	米国	5	0	0
韓国	10	0	0	ウズベキスタン	5	0	0
クウェート	0/10	0	0	ベネズエラ	0	0	0
ラトヴィア	5	0	0	ヴェトナム	5/7/10/15	0	0
リトアニア	5	0	0	ユーゴスラヴィア	5	0	0
ルクセンブルク	0/2.5	0	0	ザンビア	5	0	0
マケドニア	0/15	0	0	ジンバブエ	10	0	0
マラウイ	15	0	0				

(2006年のデータより作成)

表8 EU加盟国（27カ国）とその法人税率（2010年）

オーストリア（25%）、ベルギー（33.99%）、キプロス（10%）、チェコ（19%）、デンマーク（25%）、エストニア（21%）、ドイツ（29.41%）、ギリシャ（24%）、フィンランド（26%）、フランス（33.33%）、ブルガリア（10%）、ハンガリー（19%）、アイルランド（12.5%）、イタリア（31.4%）、ラトヴィア（15%）、リトアニア（15%）、ルーマニア（16%）、ルクセンブルク（28.59%）、マルタ（35%）、ポーランド（19%）、ポルトガル（25%）、スロバキア（19%）、スロベニア（20%）、スペイン（30%）、スウェーデン（26.3%）、オランダ（25.5%）、英国（28%）。

(3) タックス・ルーリング

オランダ税制の利点は、タックス・ルーリングである。ルーリングとは、オランダの事業単位とグループのメンバーとの利得計算の方法によりどの程度課税されるかについての税務当局との合意である。

オランダでは、タックス・プランニングにおける導管の仕組みの課税について事前に税務当局に相談することができる。一定のタックス・アレンジメントが作為的または異常なアレンジメント (artificial or non-standard arrangements) になるという理由からオランダのアドバンス・タックス・ルーリングは有害な税務慣行であると特定するプリマロロ報告書⁹⁾により 2001 年にルーリング・ポリシーは変化した。コストプラス、再販売マイナス、グループ内部ファイナンスの固定マージンなどのルーリングにより、オランダは、オランダの所得(流入と流出とのスプレッド)を低レベルで合意し、利子その他の金融フローの導管国として利用され、多くのルーリングは公開ルーリングに基づいて行われていた。プリマロロ報告書の結果、有利な税務取扱いを受けるためのルーリング実務はより厳格になり、オランダにおける「実質」(substance)の要件が強くなり、次の2に分れる。

(i) Advance Tax Rulings (ATR)

(ii) Advance Pricing Agreements (APA)

ATR は、中間持株会社に対する参加免税の適用、オランダと外国の取扱いが異なるハイブリッド事業体の国際的仕組み、オランダにおける PE の不存在の認定に関する (4 年間有効)。APA は、移転価格の事前確認である (4 ~ 5 年間有効)。旧制度は 2005 年末で終了し、グループ内部取引の課税について新制度が適用されるが、モデル・ルーリングは用いられず、ケースバイケースで決定される。タックス・ルーリングを得るため、次の一定の実質要件を満たす必要がある。

(i) 法人の執行役員が 50%以上がオランダ

居住者であること

- (ii) 重要な経営の決定がオランダで行われること
- (iii) 帳簿保存がオランダで行われること
- (iv) メインバンク口座および事業体の口座はオランダ内に保有されること
- (v) 法人が金融リスクを負担すること

(4) オランダ持株会社

外国税の実効税率の引下げのために多国籍企業が用いる戦略は、低税率管轄の持株会社である。持株会社とは、関連会社および非関連会社の株式を所有する法人である。

持株会社の立地条件が魅力的な管轄となるには、次の4基準に合致することが求められる。

- (i) 租税条約または EU Parent-Subsidiary Directive による源泉徴収税の減免により子会社からの配当を得ること
- (ii) 子会社からの受取配当が持株会社の居住地国で法人所得税を減免されること
- (iii) 子会社の株式の売却益が持株会社の居住地国のキャピタル・ゲイン税を減免されること
- (iv) 持株会社が究極の親会社に支払う配当が持株会社の居住地国の源泉徴収税を減免されること

オランダは、この4基準を満たしている。オランダは、租税条約網が大きく、参加免税制度があるので、持株会社の理想的な立地とされる。

オランダを資金フローの「導管国」とする普通のスキームは、3層以上から成る持株ストラクチャーであり、最上層は、EU または条約締結国の親会社であり、中間層がオランダの持株会社であり、最下層は EU、条約締結国または非条約締結国の子会社である。

ピュア・タックス・ヘイブンを利用するスキームは、4層から成る持株ストラクチャーであり、最上層は、EU または条約締結国の親会社、第二層がピュア・タックス・ヘイブ

ンの子会社、第三層がオランダの持株会社、第4層が EU、条約締結国または非条約締結国の子会社である。

①子会社の課税

- (a) 法人所得税：子会社は設立地国税制により法人所得税を課される。税率は各国により異なる。オランダ法人所得税率は、25.5%である（2010年）。
- (b) 配当源泉徴収税：子会社が条約締結国に所在する場合、0%~15%。子会社が EU に所在する場合、EU Parent-Subsidiary Directive により 0%。子会社が非条約締結国に所在する場合、所在地国の国内法の税率。

②オランダ持株会社の課税

- (a) 法人所得税：子会社段階で課税されている場合、参加免税により 0%。
- (b) 配当源泉徴収税とキャピタル・ゲイン税：配当がオランダ内で支払われるが、親会社に移転されない場合、25%。親会社が条約締結国に所在する場合、0%~15%。親会社が EU に所在する場合、EU Parent-Subsidiary Directive により 0%。

オランダを通過する資金について「入口戦略」と「出口戦略」により無税でストップ・オーバーができるスキームが仕組まれる。

③親会社の課税

- (a) 法人所得税：親会社所在地国の国内法。
- (b) 配当税：親会社所在地国の国内法。

究極の親会社の居住地国が領土主義課税原則（国外所得免除）または外国子会社所得免税（部分的国外所得免除）を採用している場合には本国償還するが、そうでない場合にはピュア・タックス・ヘイブン子会社（中間持株会社）への償還に留める。

(5) オランダ持株ストラクチャーの租税効果

多国籍企業がオランダ持株会社スキームを用い、その子会社を EU 加盟国である低税率国に設立する場合にその租税効果をみると、次のように要約される。

子会社に帰属する利得が低税率（例えば 10%）で課税される場合、オランダの税率（25.5%）がこれより高くても、オランダの税負担を軽減する効果をもつ。子会社の設立国が EU 加盟国である場合にはオランダへの配当には EU Parent-Subsidiary Directive により配当源泉徴収税は課されない。オランダの配当の取扱いは、ユニークであり、子会社に対する投資の売却益（キャピタル・ゲイン）税を免除する国は稀であるが、参加免税の適格株式の処分にはキャピタル・ゲイン税は課されない。オランダ持株会社については法的に実質要件を満たすことを要求するが、真の意味での「実質」を備える必要はほとんどない。というのは、従業員を雇う必要がないからである。

外国所有のオランダ中間持株会社は、すでに述べたように、TO のサービスを受けていれば、他国の基準ではいわゆるペーパー・カンパニーであっても、オランダでは「実質」要件を満たすものと認められる。他の国は、租税条約の特典を享受する条件として居住地国であるオランダにおける一定の実質を要求するが、このような濫用防止規定はオランダの租税条約には一般に存在しない。

子会社の利得を親会社に移転するとき配当源泉徴収税を回避するために多国籍企業がオランダ持株会社スキームを用いるすべての国で法人所得税を適正に支払う場合、これは完全に合法的とされる。このようなアレンジメントは、同じ利得に対する二重課税を回避するだけである。しかし、このようなアレンジメントが、それ以上の税負担を減らす金融アレンジメントやライセンス・アレンジメントまたは独立企業原則によらない移転価格操作を行うグループ内部取引と結合して、利得が発生している国に法人所得税をほとんど支払わないこととする場合には、他国の課税権を侵害する有害なアレンジメントとなる。

オランダをチャンネルとするヨーロッパと

カリブ海を結ぶ伝統的なスキームをみると、オランダ持株会社がピュア・タックス・ヘイブン（例えば旧オランダ領アンティルス、ケイマン諸島、バミューダなど）の導管となり、法人の統括本部その他のグループ企業の低税率管轄における設立を促すことになり、有害な租税回避行為に誘う。

(6) 旧オランダ領アンティルス・ルート

オランダ王国（Kingdom of the Netherlands）は、かつて3つの国家（the Netherlands, The Netherlands Antilles and Aruba）から成り、旧オランダ領アンティルスとアルバは、有名なタックス・ヘイブンである。

オランダ本土は12州⁽¹⁰⁾に分かれ、州は441の基礎自治体（ヘメーンテ）に分かれている。オランダは、カリブ海に海外領土を有する。これは、オランダ領アンティルスという枠組みであったが、2010年10月10日に解体され、自治領（アルバ、キュラソーおよびシント・マールテン）とBES諸島（ボネール島、シント・ユースタティウス島およびサバ島）に分かれ、自治領は本土と対等な存在と認められ、BES諸島はヘメーンテ相当の自治体として本土に組み込まれている。

2010年のオランダ領アンティルス解体まで、「オランダ領アンティルス・ルート」という非常に有名なタックス・スキームが典型的なオランダ・スキームとされてきた。

このスキームの原理を明らかにすると、次のようなオランダ本土、旧オランダ領アンティルスおよびアルバに適用される租税条約（Belastingregeling voor het koninkrijk : BRK）により次の有利なアレンジメントが認められていることがスキームの鍵になっている。

- (i) オランダには旧オランダ領アンティルスに支払われる利子または使用料に対する源泉徴収税はない。
- (ii) 2002年以来、オランダ法人が旧オランダ

領アンティルス法人に支払う配当はオランダで8.3%の配当源泉徴収税を課される。旧オランダ領アンティルス法人がオランダ子会社から受け取る配当およびキャピタル・ゲインは、オランダ法人の25%以上を所有する場合には、100%免税とされる。

- (iii) 外国の子会社からの配当およびキャピタル・ゲインのうち、95%が免税とされ、残りの5%に通常の税率(34.5%)が適用されるので、実効税率は1.725%となる。この所得が外国で課税されることを要するという要件はない。ただし、源泉地国で源泉徴収税が課されることがある。
- (iv) 旧オランダ領アンティルス法人がゼロ税率を適用されることがある。この場合は、当該法人が金融および証券投資ならびに預金のみに関係するものであり、かつ、公認旧オランダ領アンティルス信託会社によって支配されるものである。
- (v) 旧オランダ領アンティルスには、支払配当に対する源泉徴収税はない。

旧オランダ領アンティルスで設立された法人でオランダ本土の子会社を有するものが多いが、そのオランダ子会社の大部分は「オランダ領アンティルス・ルート」のベネフィットを享受するための金融持株会社（financial holding company）である。この場合、究極の親会社（ultimate parent company）は必ずしも明らかでない。これらは、旧オランダ領アンティルスに所在しないが、異なる種類のタックス・ヘイブンに所在することがある。

(7) オランダ使用料導管会社 (Dutch royalty conduit companies) (図2)

使用料・ライセンス導管会社は、非居住者である知的財産の所有者または創造者と外国でライセンスにより当該知的財産を使用する者との中間に介在する。知的財産を所有する法人が利得をゼロ税率または低税率で移転できるタックス・ヘイブンに所在する仕組

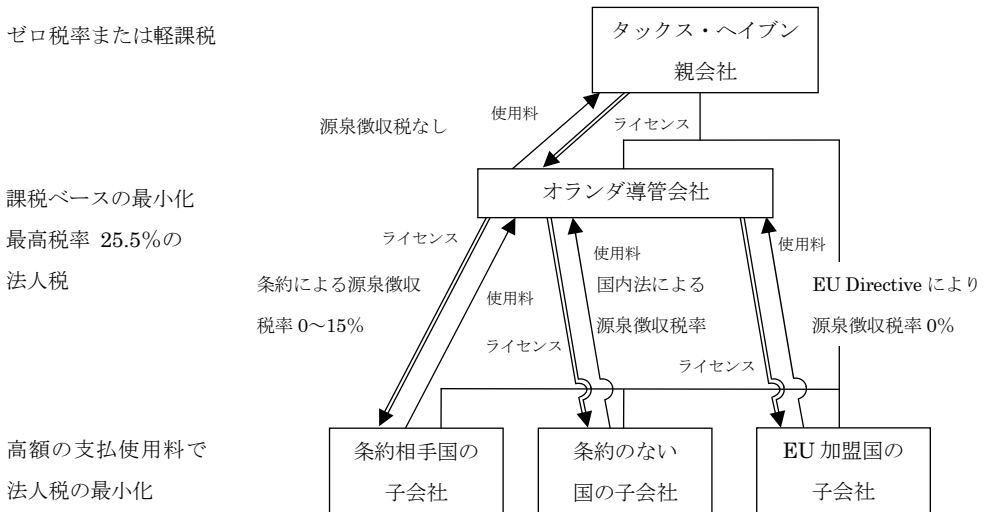
みは、タックス・プランニングでは普通になっている。

オランダから知的財産所有者の居住地国への支払使用料については、オランダでは源泉徴収税を課されない。子会社またはライセンサーから使用料が知的財産所有者の居住地国に直接に支払われる場合に比べ、中間に介在させたオランダ法人に支払われる場合には、オランダの租税条約網によるゼロ税率または低税率の源泉徴収税で済む。このため、オランダ法人が、ライセンシング、ファイナンス、製造・販売などの営業を結合する中間法人として利用される。このオランダ法人は、その子会社またはライセンサーからの受取使用料と知的財産所有者への支払使用料との差額に対し通常のオランダ法人税を課されるが、オ

ランダ法人の介在がなく、第三国から知的財産所有者に使用料を直接支払う場合の源泉徴収税よりも低い税負担となる。

2004年のEU Interest and Royalties DirectiveによりEU内で設立された関連者間の利子・使用料には0%源泉徴収税が適用される。2006年利子・使用料導管会社ルールは、より厳格な濫用防止により修正され、主として他の法人にライセンスを与え、またはローンを行うだけの外国法人からの配当には参加免税を適用しないこととしたが、これはオランダ持株会社の所有するオランダ領アンティルスなどのタックス・ヘイブンにある使用料導管会社には妥当するものの、外国ベース多国籍企業が利用するオランダの利子・使用料導管会社には妥当しない。

図2 使用料導管ストラクチャー



(8) オランダ利子導管会社 (Dutch interest conduit companies) ・グループ金融会社 (Group financing companies) (図3)

金融会社 (Financing companies) は、(i) 利子導管会社 (interest conduit companies)、(ii) グループ金融会社 (group financing companies) および(iii)資金調達媒体 (fund raising vehicles) に区分される。資金調達媒

体は、国際資本市場で借入や債券発行のために利用され、調達資金は子会社や親会社に貸し付けられる。子会社や親会社の支払利子がオランダの租税条約により源泉徴収税を免除され、オランダ資金調達媒体の支払利子も源泉徴収を免除される。

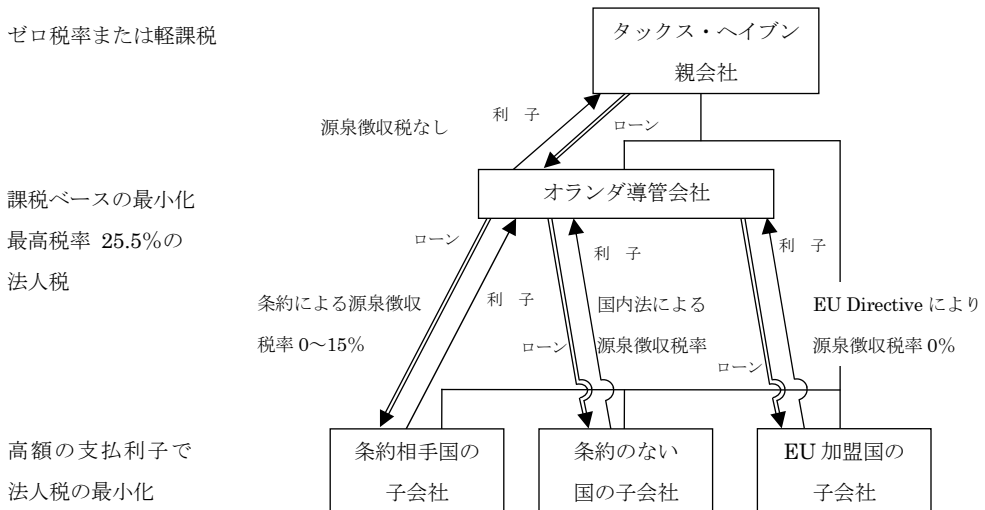
利子導管会社は、使用料導管会社と類似しているが、利子が取引当事者間で直接支払わ

れるならば源泉徴収税が課されることとなる場合にグループ内部ローンや第三者ローンの利子の支払スキームのために用いられる。このスキームは、受取利子と支払利子との差額に対するオランダの税負担に比べ、オランダ法人を通じるローンのルートを利用することによって源泉徴収税を減らすことを目的とする。親会社は、通常ピュア・タックス・ヘイブンに所在する。オランダのマージンについては、アドバンス・ルーリングにより 0.5% 程度とされているが、EU Directives の影響を受ける。

グループ金融会社は、グループ内部企業へのローンを行う。親会社からのローンの代わりに出資によりファイナンスされる点で、利子導管会社と異なる。グループの財務・金融をオランダ法人に集中する。オランダ・グループ金融会社は、外国子会社に対する過大ローンにより外国の租税を回避するスキームのために利用することができる。このスキーム

により、子会社はいわゆる過少資本 (thin capital) に陥る。負債バイアスを認める税制の下で負債につき高い利子の支払は、子会社の課税所得を減らすことになる。1997 年に導入された Concern financierings activiteiten (CFA) により、グループ金融会社は、市況の変化にかかわらず、一定のマージンで運用し、金融活動による所得の 80% を限度に準備金を積むことができた⁽¹¹⁾。残りの所得の 20% に通常の法人所得税率が課されるが、実効税率を引き下げる制度である。また、準備金の損金控除は、資産の取替費用や投資費用につき認められるが、通常、見込み経費の控除が禁じられている税制ではほとんど知られていない⁽¹²⁾。多くの批判者は、CFA 制度がオランダ税制の有害な側面であると指摘する。これは、EU Code of Conduct on Business Taxation に違反するといわれ、EU および OECD からの圧力により、2001 年 7 月 11 日からこの制度は適用できなくなった。

図 3 利子導管ストラクチャー



(9) 持株・金融・ライセンスの結合

金融会社は、租税条約の 0%源泉徴収税を享受するためにローンをする子会社を所有する必要はなく、グループ企業に金銭を貸し付

けることができ、親会社が金融導管会社や資金調達媒体を保有することは、持株会社スキームでなくても可能である。実際には、オランダ法人の幾層にもなるグループ金融、持株

および金融導管の機能の結合スキームが用いられ、グループ法人の利得は、安定した低税率の管轄にある中間持株会社に留保され、親会社に戻ることはない。大部分の親会社はその利得の全部を株主に配当として分配することはないため、一概に否定されないのである。低税率国の子会社から配当または収益を受け取るオランダ持株会社は、その親会社のためにこれらの収益をほとんど無期限に実質的に繰り延べることができる。オランダは表面的には 25.5%の法人税を課す高税率国であり、利子免税を規定する広範な租税条約網を有しているので、大部分の先進国が自国管轄の親会社がオフショアに利得を隠すために行うタックス・ヘイブンの濫用を防止するために導入している被支配外国法人（Controlled Foreign Company：CFC）ルールはオランダには適用されない。その結果、オランダ子会社の利得がその親会社の居住地国で課税されず、当該利得が親会社に支払われたならば課される高税率の課税を受けずに無期限にオランダに留保される。これは、利得を親会社に配当の形で償還されることを妨げることになる。

9. 多国籍企業の有害な国際的タックス・プランニング

納税義務の成立要件は課税要件といい、納税義務者、課税物件＝課税標準、課税物件の帰属および税率から成るが、タックス・プランニングでは課税要件の充足を回避する「租税回避」と税法の予定するところに従って税負担の減少を図る「節税」の双方が利用される。

国際的タックス・プランニングでは世界各国の税制や租税条約を利用する租税裁定取引（tax arbitrage）を行うため、国際的租税回避と国際的節税の双方が利用される。

タックス・プランニングでは私法自治の原則・契約自由の原則に基づき複雑なステップ

取引や迂回取引も利用されるが、私法、税法および租税条約の規定には文理解釈では抵触しないように仕組まれている。各国の中には、法の潜脱や脱法行為、または濫用的租税回避について税法の趣旨・目的に照らし法解釈で否認を試みるものがあるが、わが国では租税法主義からメカニカルな法解釈が行われ、個別的否認規定がない場合に租税回避の意図があるときでさえ租税回避行為の否認ができないと解されている。

米国では節税や租税回避について納税者は租税法の要求する以上の税負担を負う義務を課されるものではないという考えから納税者の自助（self-help）努力で税負担の減少を図るタックス・プランニングやタックス・シェルターを許容する一方、特定の濫用的租税回避やアグレッシブなタックス・プランニングや報告すべき取引（reportable transactions）、さらに指定取引（listed transactions）について税務上これらを否認する行政および立法上の措置を講じている。

有害な税の競争を行う管轄は、税率のみの引下げ競争（race to the bottom）をするだけでなく、納税義務者の決定ルール、課税標準の算定方法および課税物件の帰属ルールについても、納税義務の成立を妨げる管轄固有のルールを創出することによって、競争上の優位を示そうとしている。このように、各管轄の課税要件の設定の操作方法（一定の法人を非課税法人とする制度、一定の所得を非課税所得とする制度、支払配当、支払利子や支払使用料の無制限控除を認める制度、所得の法的・形式的帰属を認める制度など）に従い、税負担の減少を図るタックス・プランニングは、節税または租税回避の目的で行う場合、有害なタックス・プランとみられるのか。プランナーが利用できるように租税裁定取引を誘惑する課税要件の設定自体が有害な税制とみられるのか。これらの疑問に対してどのように応答するか、まだ国際的コンセンサスが

確立されるには至っていない。

どのような国際的タックス・プランニングが有害とされるか、課税の公平とはなにか、これらの設問については大いに議論されているところである。

本稿では、TJNの基本的な考え方を示す次のルールをベースにこの命題を取り上げる。

- (i) タックス・プランニングの目的が同一所得に対する二重課税を回避することである場合には、一般に有害と考えられない。源泉地国ですでに法人税を課された法人所得にさらに課される租税を回避するスキームは有害と考えられない。
- (ii) 上記(i)以外のタックス・プランニング・スキームは有害と考えられる可能性がある。特に税引前所得をゼロ税率または非常に低い税率を適用される他国に移転するスキームは、有害と考えられる。

TJNのこのような基本ルールによれば、配当はすでに源泉地国で課税された利益から支払われるので、「配当導管の仕組み」(dividend conduit structures)は有害と考えられない。

①金融導管と使用料導管

特に実際の経済的実質 (a real economic substance) がない法的主体が行うトリートイ・ショッピングが有害とされる場合がある。支払利子や支払使用料は源泉地国の税引前の利益を減らしかつ支払先のタックス・ヘイブンの所得は課税されないので、カリブ海のタックス・ヘイブン等に支払う利子や使用料を利用する(i)ファイナンス導管スキームや(ii)使用料導管スキームは有害と考えられる。

現実には、法人税率の比較ではオランダはゼロ税率または低税率の管轄でなく、各国のタックス・ヘイブン対策税制においてもいわゆるエンティティ・アプローチをとる場合にタックス・ヘイブンの定義次第で必ずしもタックス・ヘイブンとされない点に着目し、多国籍企業は、利子や使用料の導管としてオランダ子会社を使用している。この取引により多

国籍企業は他国の子会社の所得をオランダ子会社経由でバミューダ等のピュア・タックス・ヘイブンの子会社に移転することができる。ピュア・タックス・ヘイブン子会社は、ローンを行い、または無形資産を有し、利子や使用料を受け取る。オランダ導管子会社の介在のメリットは、他国の子会社が利子や使用料をピュア・タックス・ヘイブンの子会社に直接支払う場合にその源泉地国で高率の源泉徴収税が課されるが、オランダ導管会社の介在により、当該源泉地国とオランダとの租税条約の減免規定により源泉徴収税を減らすことができることである。次に、ピュア・タックス・ヘイブンから所得を無税または低税率で持ち出すために金融導管 (financing conduits) が利用されている。タックス・ヘイブンで生じまたは蓄積された利益が外国親会社に配当の形で支払われる場合、受取配当は、通常、親会社の居住地で課税されるが、それではタックス・ヘイブンに所得移転したメリットがなくなるので、タックス・ヘイブン子会社の生じた利益や蓄積した利益を当該親会社や他国の子会社等に対する出資やローンの形で再投資するスキームが利用される。このスキームにより、タックス・ヘイブンから無税で資金が他国に移転される。これがオランダ導管を通じるローンの形をとる場合、このローンに係る利子が当該親会社や他国の子会社等の法人税を減らし、さらに当該利子に対する源泉徴収税をオランダ租税条約により減免することができる。オランダ SFI は、タックス・ヘイブンからのいかなる種類の所得移転 (移転価格操作を含む。) にも有効に利用される。

②参加ローン

租税回避のためにハイブリッド証券という参加ローン (participating loan) が用いられている。オランダの判例 (Dutch Supreme Court Judgement 11 March 1998, no.32. 240, BNB 1998/208) によると、次の基準に

よりローンは参加ローンとみなされる。

- (i) 固定金利でなく、主として利益に応じて対価が決められること
- (ii) ローンが他のローンに劣後すること
- (iii) ローン期間が不確定であること

オランダ税務当局は、このようなローンを非公式の資本とローンに伴う所得（子会社への参加からの配当）とみなし、外国子会社への参加ローンに「参加免税」（participation exemption）を適用する。参加ローンがホスト国でもオランダと同様に取り扱われる場合には、配当とみなされるので、このローンに係る支払は控除できない。オランダ判例（Dutch Supreme Court Judgement 25 March 2005, nos. 40.989 and 40.990. BNB 2006/82-83）は、フランス子会社へのローンを参加ローンと認め、ローンに係る所得に対するオランダ税を免除すると判示したが、フランスではこの所得の支払の一部を控除した。そのため、この所得は一定の金額につきどの国でも課税されないことになる。2007年オランダ法人税法は、ハイブリッド・ローンに係る支払は外国で控除されないことという条件を除去する改正を行い、この両落ちのスキームを支えることにしたので、タックス・プランナーは、オランダで非公式の資本とされ、かつ、ホスト国で実際のローンとされるようなハイブリッド・ローンを仕組むことによって、公然と租税回避することが認められることになった。

③BV1/ BV2 スキーム

米国親会社の用いるオランダ・スキームにBV1/BV2がある。親会社は、子会社（LPまたはLLC）が「透明なエンティティ」（fiscally transparent entity）とみなされることを利用し、このエンティティの所得が米国税法ではその参加者に帰属するといひ、オランダBVにもこのルールを適用する。米国親会社は、オランダ子会社（100%所有 BV1）にローンを行い、BV1はその100%所有子会社

BV2にその資金を資本として出資するが、BV2は他の外国子会社にその資本を用いてローンを組む。オランダ税制では、2つのBVは単一の課税単位（a single unit）とされ、BV1は米国税制ではパススルーエンティティとみなされる。BV2が行うローンに係る支払利子は外国では控除され、BV2が受け取る利子はどの国でも課税されないというスキームである。このスキームは、米国ベース法人とオランダベース法人のplaying fieldのレベルを合わせるため課税単位に関するオランダ法改正が行われた2003年には使えなくなったが、次に介在国としてルクセンブルクを使うスキームが出現したことから、2007年オランダを通じるスキームが再度用いられるようになっている。

④グループ利子ボックス

多国籍企業がオランダのグループ金融会社から他国の子会社にローンを行うため、グループ利子ボックス制度が魅力的とされる。一定の条件を満たす場合、グループ内部利子はオランダで5%の課税を受ける。他のEU加盟国や非加盟国との税の競争で、当初の10%税率では競争力が十分でないため、OECD加盟国では最低の税率とされた。

EU Interest and Royalties Directiveによれば、EU加盟国間のグループ内利子には源泉徴収税は適用されない。EU非加盟国については、支払利子はホスト国で源泉徴収税を課されるが、租税条約により制限税率が適用される。グループ利子ボックスは、グループ金融活動（Concern financieringsactiviteiten：CFA）制度を改正したものである。CFAは、外国子会社へのローンの受取利子に非常に低い税率を適用する制度であったが、EU競争法に違反するという理由で2003年に廃止された。グループ利子ボックス制度も、国家補助禁止に該当しないかという疑義を生じ、EUの調査を受けている。

⑤実質要件

オランダの参加免税、租税条約その他の優遇措置の適用を受けるには実質要件 (substance requirements) その他の濫用防止基準を満たさなければならない。

TJN は、外国法人が、税負担を減らすためにオランダの mailbox companies を利用することができる一方で、実質要件を満たすということが矛盾していると批判している。その理由は、TO によって管理されるオランダ導管エンティティは、一般に最も基本的な実質要件であるべき従業員を1人も有しないものがあるからである。

財務省が定める金融・使用料導管会社の実質要件リストには、取締役会決定がオランダで行われること、法人の管理がオランダで行われることが含まれるが、実際の課税上の取扱いについて、オランダはアドバンス・タックス・ルーリング(ATR)や事前価格決定合意 (APA) によって決めている。

TJN は、オランダまたはピュア・タックス・ヘイブンにおける利益の蓄積に関する問題について検討している。この留保された利益が単純に究極の親会社に分配される場合、親会社の居住地国で課税されるとき、タックス・プランニングの節税効果はその課税により排除されるであろうが、配当益金不算入制度の下では節税効果が温存される。また、多国籍企業の居住地国が被支配外国法人 (Controlled Foreign Corporations : CFC) ルールを有し、タックス・ヘイブン子会社や導管子会社がその所得を分配されない場合でさえ合算課税されるならば、タックス・プランニングの節税効果は合算課税により排除されるであろう。しかし、現実には CFC ルールは複雑で少なからぬループホールを含むので、多国籍企業は CFC ルールの適用を回避するタックス・プランニングを駆使するようになる。

10. オランダ・スキームの代表的なスキーム事例

典型的なオランダ・スキームともいうべきダッチ・サンドイッチは、旧アンティルス・ルートから発展してきたが、諸外国ベースの多国籍企業をオランダに招き寄せるのはなぜか。そのスキームを支えるものは、主としてオランダ持株会社優遇税制 (Dutch holding structures advantages) とオランダ租税条約網の特典である。

2010年10月のブルームバーグ・レポートでグーグルが法人実効税率を2.4%に引き下げることに成功したダブル・アイリッシュ&ダッチ・サンドイッチが話題を渡したが、このスキームの基本的な仕組みは、さほど目新しいものでなく、これまで数十年にわたり国際的タックス・プランニングにおいて普及しているものである。

本稿では、Michiel van Dijk, Francis Weyzig & Richard Murphy が『オランダはタックス・ヘイブンか?』という論文においてその検証の素材として取り上げた事例のいくつかを紹介し、そこに含まれる問題を検討する一助にしたい。

(1) オランダ持株スキームの例

①IKEAのスキーム

スウェーデンの家具小売業 IKEA は、オランダ持株制度を利用している。法人の究極の親会社は、スウェーデンその他の外国に所在せず、Stichting Ingka Foundation (オランダ免税財団) である。Stichting Ingka Foundation は、その子会社 Ingka Holding BV を通じて世界中の IKEA グループ法人のほとんど全部を所有している。2004年 Ingka Holding BV は、連結収入131億ユーロ、税引前利益19億9,700万ユーロ、税額5億5,500万ユーロと申告した (実効税率27.8%)。IKEA の知的財産は、Inter IKEA Systems Holding BV が支配する Inter IKEA Systems BV によって所有されている。この2つのオ

ランダ法人は、Ingka Holding BV の持株構造の枠外に置かれている。IKEA の全店舗とのフランチャイズ契約を通じ、Inter IKEA Systems BV は、各店舗の売上高の3%を受け取る。Ingka Holding BV が Inter IKEA Systems BV に支払う金額は4億ユーロ（税引前利益の20%）である。Inter IKEA Systems の親会社は、Inter IKEA Holding SA は、ルクセンブルクに所在し、オランダ領アンティルスに登録された同名の法人の子会社である。Inter IKEA Holding SA は、フランチャイズ料6億3,100万ユーロ、営業費用5億9,000万ユーロ、税引前利益2億2,500万ユーロを申告した。営業費用には、他のルクセンブルク法人 I.I. Holding SA（税引前利益3億2,800万ユーロ）に対する支払が含まれる。これら2つのルクセンブルク法人は合わせて税引前利益5億5,300万ユーロにつき1,900万ユーロの税を支払った。フランチャイズ料をオランダの利益に加算すると、合計は25億5,000万ユーロになるので、これに対し、実際に支払った税額は5億7,400万ユーロであるから、実効税率は22.5%に引き下げられたことになる。

②Parmalat スキーム

Parmalat は、オランダ、旧オランダ領アンティルスおよびケイマン諸島の mailbox companies を利用し、国際資本市場で数十億ユーロの資金を調達している。この法人は、その子会社 Parmalat Finance Corporation BV を通じてオランダだけでも約60億ユーロのローンを得ている。Parmalat が親会社の資金調達のためにオランダの mailbox company を利用する理由は、オランダ・イタリア租税条約の利用であった。同条約により、利子がオランダの債権者に支払われる場合、イタリアの利子の源泉徴収税率が27%から10%に軽減される。仮に金利7%とすれば、60億ユーロのローンについて、Parmalat は利子4億2,000万ユーロにつき17%の源泉徴

収税に相当する7,000万ユーロ以上の節税ができる。オランダは利子に源泉徴収税を課さないので、Parmalat Finance Corporation BV は、その外国債権者にこの利子を無税でチャンネルすることができる。イタリアの Parmalat から受け取る利子は、外国債権者への支払利子と釣り合っているので、Parmalat Finance Corporation BV の利益はきわめて小さく、ほとんどオランダ法人税を支払わない。これまで説明したように、オランダの mailbox companies は TO によって管理されるのであるが、Parmalat Finance Corporation BV はオランダ最大の法律事務所 Nautah Dutilh の TO、Forum Administrations によって管理されていたが、Nautah Dutilh はその TO を世界最大の信託サービス・プロバイダー Amaco に売却している。

③スハルト・ファミリー

インドネシアのスハルト・ファミリーの蓄財約150億ドルにインドネシアの元宗主国オランダが利用された。1990年央にスハルトの子女はオランダの mailbox companies を使い、彼らの会社のために数億ドルの投資を集めた。スハルトの長女 Siti Hardiyanti Rukmana が所有する Citra Marga Finance BV は、インドネシア有料道路の独占企業を所有する彼女の会社 PT Citra Marga Nusaphala Persada のために1億9,700万ドルを集めた。スハルトの息子 Bambang Trihatmodko は4社以上の mailbox companies を使って彼の会社、数社のために資金を集めた。Shafto の末娘 Site Hesitate Teriya は、Cabining International Finance Company BV を通じて国際資本市場で約1億5,000万ドルを調達し、彼女の会社 PT Cemen Cibinong のために当てられた。スハルト・ファミリーのすべての会社は、オランダの TO によって管理されている。

④BHP Billiton

BHP Billiton は、世界最大級の資源会社であり、その事業には石油生産、石炭、鉄鉱石、銅、ボーキサイト、ニッケル、ダイヤモンド、溶融精錬が含まれる。それは開発途上国・移行国で実質的な活動を行っている。同社は、オーストラリアの BHP Ltd (現在の BHP Billiton Ltd) と英国の Billiton plc (現在の BHP Billiton plc) の合併により、2001 年に設立され、単一のグループとして法人が活動しているが、Ltd と plc は引き続き分離した法的主体として存在している。BHP Billiton は 1860 年に戻るとオランダにルーツがある。mailbox companies と異なり、BHP Billiton は実際に実質的な存在を有し、グループ機能を果たす従業員を 200~250 人も有しており、47 以上の BV と 1NV (24 金融持株会社を含む。) から成る大きいオランダ持株ストラクチャーを有する。これらの法人は、同一の住所を共有し、BHP Billiton Company BV を頂点とする複雑なピラミッド構造を形成している。BHP Billiton Company BV は、英国の BHP Billiton Holdings Ltd によって直接所有され、究極的には BHP Billiton plc によって所有されている。残るオランダの BV は、Billiton Marketing Investments BV によって直接保有される。同社の 58% はオーストラリアの親会社に所有され、同社の 42% は英国の親会社に所有される。

(2) オランダ持株ストラクチャーの利用は租税回避行為になるか

TJN は、次の基本的問題を提起する。

「法人のオランダ持株ストラクチャーは租税回避に貢献しているのか。」

FY2004-2005 に BHP Billiton グループは、税引前利益 87 億 4,100 万ドル、税額 (源泉徴収税を含む。) 21 億 1,100 万ドルを申告した。税負担割合は 24.1% になる。1 年超の課税繰延を差し引くと、当年度税額が 16 億 300 万ドルとなり、実効税率は 18.3% に引き下げ

られる。

TJN は、この問題の検討に当たり、次のように、(i)他のタックス・ヘイブンの関係、(ii)グループ内部金融と過少資本、(iii)グループ利益の蓄積を取り上げている。

①他のタックス・ヘイブンの関係

タックス・プランニングでは、グループが現実に経済活動をする国における租税を回避するため、オランダの持株会社制度を活用するスキームが普及しているが、BHP Billiton の場合、第 1 に、オランダ持株会社とジャージーの子会社とのリンクに着目すると、BHP Billiton Company BV とその 2 つの直接子会社 BHP Billiton Finance BV および BHP Billiton Holdings BV は、有名なタックス・ヘイブンであるチャンネル諸島のジャージーの BHP Billiton South Africa (Jersey) Ltd の 92% を所有する。同社は、グループ法人 (BHP Billiton SA Investments Ltd、BHP Billiton Group Ltd) の 5% の優先株を保有する。BHP Billiton Company BV は、多数の他の法人 (モザンビークの Sociedade geral de mineracao de Mozambique SARL を含む。) を所有する BHP Billiton Jersey Ltd (ジャージーの持株会社) を所有している。このタックス・プランニングでは、グループ利益の一部がジャージーを通じてオランダに移転されるルートが用意されていることが認められる。

②グループ内部金融と過少資本

グループ内部金融は、税制の負債バイアスを利用する租税回避スキームに一般に利用される。仮説として、外国で実際に活動する子会社が BHP Billiton Finance BV その他のオランダ法人から資金を借り入れ、高い金利の支払で損金控除を行うことができる。例えば、表 9 の示すように、過少資本、負の資本、非常に高い負債・資本比率がこのようなスキームの証拠となる。しかし、同表の 5 社は、Billiton Development BV の直接子会社であ

るが、収入も営業費用も、支払利子もない空
の貝殻のように見える。これが租税回避スキ
ームとなるとはみえない。

表9 BHP Billiton の子会社の過少資本 (単位: 1000 米ドル)

	資本	長期負債	短期負債	バランス	負債/資本比率
Billiton Development BV	-98,445	96,901	1,544	0	-1.0
子会社A	-9,586	9,424	194	32	-1.0
子会社B	-16,967	16,787	428	248	-1.0
子会社C	-14,779	14,847	413	481	-1.0
子会社D	17	3,361	0	3,378	198
子会社E	9	0	0	9	0

③グループ利益の蓄積

タックス・プランニングでは、課税繰延、時には無期限の課税繰延のためにグループ利益を外国子会社に蓄積する潜在的租税回避スキームがある。BHP Billiton Company BV について、FY2004~2005 の総資産の帳簿価額は 27 億ドルから 60 億ドルに増加した。その差は金融資産 (子会社への出資とグループ法人に対する債権) の増加であり、未分配利益の増加 (3 億 2,800 万ドルから 37 億ドルへの増加)、受取配当も 37 億ドルに上る。これは、法人の税引前利益 87 億ドルの 40% を超え、グループ税引後利益の半分を超える。BHP Billiton の全世界中のすべての子会社の利益の約半分がオランダに蓄積されたように見える。TJN の分析によっても、グループ利益のオランダの蓄積が課税繰延の増加と関係があるか否か、またどのように関係しているか、ということは明らかではない。

BHP Billiton Company BV は、子会社から受け取る所得が、免税配当になるので、オランダでは課税されない。同社の所得の大部分は、100% 所有子会社 BHP Billiton Finance BV からの未分配所得におけるシェアから生じている。これは、非課税の収益 39 億ドルを申告したが、その性格は決められない。オランダにおける利益の蓄積は、BHP

Billiton Company BV の直接の親会社である BHP Billington Holding Ltd の口座によって確認される。同社は、82 億ドルのグループ企業における持分からの所得を申告しているが、配当は支払っていない。

BHP Billington Holding Ltd の大部分の株式は、英領ヴァージン諸島の BHP Billiton UK Holdings Ltd および BHP Billiton UK Investments Ltd によって保有されているので、所得フローは十分に追跡できない。これらの 2 社は、ともに英国の BHP Billiton Group Ltd によって所有される。同社は、グループ企業における持分からの所得 11 億ドルを申告している。この所得は、英領ヴァージン諸島の 2 子会社からの所得である。なぜかといえば、BHP Billiton Group Ltd の他の直接の子会社は、BHP Billiton (UK)Ltd であり、これは利益 2,600 万ドルを申告し、3,900 万ドルの配当を支払っているからである。BHP Billiton Group Ltd は、BHP Billington Holdings Ltd の若干の株式を所有しているが、同社は配当を支払っていない。TJN は、「英領ヴァージン諸島の 2 法人の子会社 BHP Billington Holdings Ltd がそれらに配当を支払っていないのに、11 億ドルの所得はどうしてこれらの 2 法人のものになるのか。」ということに疑問をもっている。

(3) Bacardi-Martini の無形資産スキーム

(図 4)

Bacardi-Martini は、私的所有法人である。世界中の 50 以上の子会社がオランダ持株会社を通じて保有されている。オランダ子会社 Bacardi-Martini BV を通じて 20 億ユーロ以上の収入が移転される。FY2005 の利子および税を引く前の収益は 1 億 2,300 万ユーロで、税は税引前利益の 48%、5,100 万ユーロであり、課税繰延により 100 万ユーロ減少した。

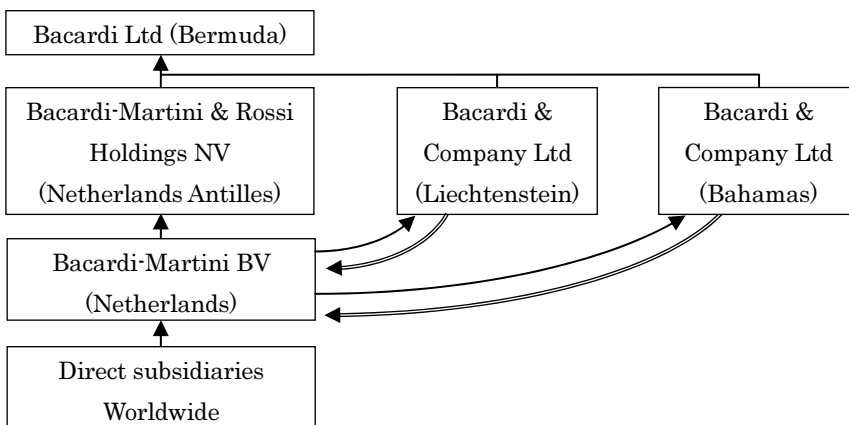
FY2002~2004 の税負担は、それぞれ 43%、80%および 103%であった。このような高い税負担の原因は、帳簿上の利益から差し引けるが、課税所得の算定上差し引くことができないのれんの減価償却である。オランダ持株会社の保有するのれんは、帳簿上の資本を超える子会社への投資や商標権の価値などから成るが、5 億ユーロないし Bacardi-Martini BV の総資産の約 4 分の 1 であった。オランダ持株会社の営業利益はかなり低く、FY2005 の粗利益は 5.7%であるが、純利益は 2.1%である。法人が他のグループ法人に高い金利の支払を通じて利益を作為的に減らすスキームはよく知られている。しかし、Bacardi-Martini BV は、支払利子が 2,100

万ユーロにすぎないので、別の理由として商標権の使用に係る支払使用料などの高いグループ内費用の支払が利益減らしの原因になっている。

Bacardi、Tequila Cazadores Reposado、Black Goose などのブランド名のような商標権は、リヒテンシュタインの Bacardi & Company Ltd とバハマの Bacardi & Company Ltd によって所有され、これらの法人はオランダ持株会社 (Bacardi-Martini BV) でなく、Bacardi Ltd (Bermuda) によって保有されている。Bacardi-Martini BV とその世界の子会社は、リヒテンシュタインやバハマの Bacardi Ltd (Bermuda) の子会社 Bacardi & Company Ltd に使用料を支払い、この使用料がオランダ持株会社 Bacardi-Martini BV の実質的な損金として控除される。

法人が経済活動する国において、このような持株スキームによりこのケースでは支払使用料であるが、配当や支払利子についても、タックス・ヘイブン (バミューダ、リヒテンシュタインまたはバミューダ) への導管としてオランダを利用する租税回避が行われることになる。

図 4 Bacardi-Martini の持株ストラクチャー



(4) Google

Jesse Drucker が 2010 年 10 月 21 日 Bloomberg Business week で “The Tax Haven That’s Saving Google Billions” という記事を書いている。グーグルのタックス・スキーム（ダブル・アイリッシュ&ダッチ・サンドイッチ）は、次のように要約することができる。

- ・米国親会社はアイルランド子会社 1（グーグル・アイルランド・ホールディング）とライセンス契約を結ぶ。このアイルランド子会社は、アイルランドで設立された法人であるが、バミューダで支配管理されているため、課税上、アイルランドでは非居住法人となる。
- ・米国親会社のアイルランド子会社 2（グーグル・アイルランド）はダブリンの中心にある本店で約 2000 人の従業員を雇用し、グーグルの海外営業の 88%を担っているが、バミューダにある管理会社に 5.4 億ドルの使用料を間接的に支払うこと等により、税引前利益の額は売上高の 1%未満しか計上しない。法人税率 12.5%のアイルランド法人税の課税標準を支払使用料により減少させる。
- ・グーグル・アイルランドの支払使用料に対するアイルランド源泉徴収税を回避するため、使用料はバミューダの管理会社に直接支払わず、オランダ子会社（グーグル・オランダ・ホールディングス BV）を経由して支払われる。オランダ子会社は、アイルランド子会社 2 から無税で受け取る使用料 5.4 億ドルの 99.8%をバミューダの管理会社に支払う。オランダ子会社には従業員はいない。
- ・2006 年にグーグルは自社の知的財産の外国における使用权を子会社に供与する非公開の対価につき APA で米国内国歳入庁（IRS）と合意しているという。このスキームの基礎は、グーグルが開発したオンラ

イン検索および広告に関する技術のライセンスを外国子会社に供与することにより、開発国（米国）に帰属すると 35%の課税対象となるはずの使用料をライセンス契約により外国に帰属するように行った「移転価格」（transfer pricing）操作である。

このタックス・スキームは、それぞれの関係国（アイルランド、オランダ、バミューダ、米国）の税制の規定にはメカニカルな解釈では抵触しないように仕組みられている。このスキームの評価は、コメンテータにより (i)合法とする説、(ii)租税回避とする説、(iii)脱税とする説に分れているが、倫理的な批判を受けている。グーグルの広報筋では、「グーグルと似たスキームを多くのグローバル企業が行っている」というように、開示された企業情報から、アップル、オラクル、マイクロソフト、アイビーエムなどテクノロジー関連企業が海外所得に対する実効税率を 4.5%~25.8%に引き下げている。マイクロソフトやフォレストラボラトリーはグーグルと同様にアイルランドからバミューダに、フェイスブックは、アイルランドからケイマン諸島に、それぞれゼロ税率のピュア・タックス・ヘイブンへの移転価格操作を行うスキームを利用しているといわれている。グーグルの企業モットーは、Don't be evil であるだけに、ブルームバーグの記事をみて、“Is Google’s tax strategy evil?” という疑問や “Google’s evil tax dodge” という批判が出ている。また、グーグルのようなスキームを米国ベース多国籍企業の脱税とみる “Dutch Sandwich is a tasty tax evasion for U.S. multinationals” という記事もある。グーグルの移転価格操作が APA で IRS に認められているという記事については、“Google eats the IRS for lunch” と皮肉が囁かれている。2009 年に米国財務省は多国籍企業の外国収益の海外における移転を許容するループホールを塞ぎ、米国企業の外国子会社間の一定の支払に対して課税する提案

を行ったが、ブルームバーグの記事では、この提案はジェネラルエレクトリック、ヒューレットパッカードおよびスターバックスなどの企業によるロビー活動によって廃案になっている。2010年2月にオバマ政権は企業のオフショア所得移転、米国企業の外国子会社とアイルランドやバミューダなどピュア・タックス・ヘイブンの支払に課税する提案をしたが、ロビーストがキャピタル・ヒルに群がり、この考えは押しやられた。巨大な多国籍企業の見解として「国外所得に対する税負担が5%程度に引き下げられるならばタックス・ヘイブんに隠している資金を米国に戻してもよい。」という言葉が報道されている。

11. オランダ持株スキームに対する日本のタックス・ヘイブン対策税制の適用

日本のタックス・ヘイブン対策税制（租税特別措置法66条の6）は、「外国子会社合算税制」と呼ばれるように、「タックス・ヘイブン」を特定していない。したがって、日本からみて「オランダはタックス・ヘイブンか。」という問いにストレートに答える法的根拠はない。

この特別法を根拠に合算課税が適用される対象は、「本店（または主たる事務所）が所在する管轄における所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いもの」として政令で定める外国関係会社（発行済株式の10%以上を直接・間接に保有する日本の居住者、内国法人および特殊関係非居住者が発行済株式の50%を超える株式を直接・間接に有する外国法人）に該当する「特定外国子会社等」とされる。特定外国子会社に該当する外国関係会社は、政令で定める次の2種類の外国関係会社である（措令39条の14①）。

- (i) 法人の所得に対して課される税が存在しない国または地域に本店または主たる事務所を有する外国関係会社（第1種の

外国関係会社）

- (ii) その各事業年度の所得に対して課される租税の額が当該所得の金額の20%以下である外国関係会社（第2種の外国関係会社）

では、日本企業（居住者、内国法人等）がオランダに本店を置く外国法人を有する場合、オランダ法人税制は25.5%を最高税率とする超過累進税率構造を有するので、第1種の外国関係会社にはならない。

第2種の外国関係会社は、特定の地域を限定せず、「各事業年度の所得に対して課される租税の額」が「当該所得の金額の20%以下」である外国関係会社をいうので、オランダに本店を置く外国法人も、オランダ法人税制、参加免税および租税条約により非課税または免税とされる所得が大きい場合、オランダ税負担割合が20%以下になるときは、第2種の外国関係会社になる。

オランダは、タックス・ヘイブンと呼ばれることを避けるため、オフショア金融センター（OFC）やオフショア・タックス・ヘイブンが採用しているゼロ税率、オフショア持株会社（例えば1929年ルクセンブルク持株会社）、オフショア・カンパニーといわれる国際事業法人（IBC）などの特別なエンティティ制度等は採用せず、5%以上の持株関係によるグループ法人間の利益分配・持分の処分に係る実質的保有免税＝参加免税、グループ税制（親子会社を単一の課税単位とみなす）、パテント・ボックスやグループ利子ボックス、租税条約による受取投資所得および支払投資所得の免税・源泉徴収税の免除など、オランダ法人を「導管」（a conduit）として利用するために必要な税制を整備している。このようなオランダ法人税制の導管税制をどのように考えるかによって「本店所在地国において各事業年度の所得に課される法人税の額」が著しく低いと判断するか否かが左右されることになる。

例えば日本企業Aの開発した無形資産を先進国Xに本店を置く子会社（実質管理支配はピュア・タックス・ヘイブンで行われる）Bに移転し、Bが法的所有権を有する当該無形資産のヨーロッパ地域における使用許諾をオランダ子会社Cに与え、Cはこのライセンスに基づいてヨーロッパ各国子会社（例えばD）にサブライセンスを与えるスキームにおいて、オランダの租税条約ではサブライセンスに基づくDのCに対する使用料は源泉地国の源泉徴収税を免除され、ライセンスに基づきCがBにほぼ同額の使用料を支払うとき、オランダは租税条約により支払使用料について源泉徴収税を免除する。近時、話題に上っているダブル・アイリッシュ&ダッチ・サンドイッチ・スキームでは、Dの事業所得を過大なCへの支払使用料の控除によりDのアイランドにおける課税ベースを縮小し、12.5%の低税率で課される法人税でさえ最小化し、DからCへの支払使用料はオランダ・アイランド租税条約で免税とされている。CのDからの受取使用料からCのBへの支払使用料が控除されると、オランダの課税ベースは縮小される。日本がオランダ子会社Cのオランダ税負担の算定において分子および分母の「所得」が受取使用料と支払使用料との差額であるとすれば、このCを第2種の外国関係会社であるといえるのか。このように特定の所得のチャンネルのためにオランダを導管として利用する場合、利子スキームについてもこの使用料スキームと同様の問題がある。オランダの導管としての特性を利用するために設立したオランダ子会社が、外国子会社合算課税の「特定外国子会社」に該当しないという結論でよいのか。このような結論を下すならば、適用除外基準に該当するか否かの吟味は不要となる。

そこで、再度第1種の外国関係会社の定義に戻り、このような特定の所得のチャンネルのために設立される外国子会社について、「法人の所得に対して課される税が存在しない国

または地域」とは、「法人のすべての所得に対して課される税」の存否を意味するのではなく、法人の所得が特定の種類の所得である導管国の外国法人については、「法人の特定の所得に対して課される税」が一般原則では存在するが、特別措置や租税条約により物的課税除外または免税とされる国または地域を含むと解さなければ、適用除外基準の該当性を議論するまでもなく、「特定外国子会社」の定義に含まれないこととされるであろう。

平成22年度税制改正において適用除外基準に関する事業基準、統括会社、資産性所得の議論が話題を集めているが、オランダのような「導管国」を外国子会社課税制度の適用対象とするか否かは、今後の租税政策の課題である。先に述べたように、TJNは、真実の投資家や真実の資産の所有者、あるいは事業・投資・資産から生ずる所得の帰属すべき受益所有者（beneficial owner）の特定を不可能にし、他の国の課税権の行使を事実上妨げる税制を有害な税制とし、このような税制を有する国または地域をタックス・ヘイブンとするTJNの定義により、オランダは「多国籍企業のためのタックス・ヘイブン」と主張している。

では日本の外国子会社合算課税制度はBに適用できるか。本店を登録などの法形式に着目する考えでBの本店所在地をみると、アイランドである。確かにアイランドの法人税率は12.5%で20%以下であるが、Bはピュア・タックス・ヘイブンであるバミュダで実質管理支配されており、アイランドでは実質管理支配地主義によりBをバミュダ法人として取り扱う。このように本店所在地と実質管理支配地が別々である場合、Bを第1種の外国関係会社とすることができれば、比較的簡単に処理できるが、第2種の外国関係会社であるとする、法定税率が20%以下であることが明らかでも、措置法施行令39条の14第2項に規定する判定手続に従う必要

があるのかという点も明らかにする必要がある。

導管としての中間持株会社としてオランダ法人を利用し、第三国に設立した事業会社としての外国子会社の利益をオランダ法人に移転し、その利益をオランダに留保する場合には、日本のタックス・ヘイブン対策税制の適用が問題になるであろう。その場合、平成 22 年度改正で導入された「統括会社」概念にオランダ法人が該当するか否かの検討が行われる。

オランダ持株会社の通常の類型は、オランダの実質要件を備える mailbox companies であるが、オランダ税法の実質要件では従業員が存在は必要でないため、従業員ゼロの mailbox companies であれば日本の「統括会社」3 要件の一つ「所在地国において統括業務に係る事務所等の固定施設および統括業務を行うのに必要な従業員を有すること」という要件を満たすことができないので、適用除外とされることはないであろう。しかし、TO の役割を是認するのであれば、適用除外となる。

12. 持株会社の立地条件の競争

ヨーロッパでは多国籍企業のための持株会社の立地として魅力的な管轄になる競争が起こっている。コンベンショナル・タックス・ヘイブンよりも洗練され、持株会社の魅力的な法的枠組みを有する管轄は“**Holding Haven**”と呼ばれるが、古くから“**Holding Haven**”など評判の高いルクセンブルク、オランダおよびスイスと同様に持株会社の設立にとって魅力的な管轄といわれる代表例として英国を上げることができる。

英国は、法人設立が簡易で、最低資本制度や資本税はなく、法人税率は 28%（法人税改革により 2014 年までに 24% に引き下げる予定である。）と低く、社会保障税も低い。2002 年に実質的な持株の処分から生じるキャピタル・ゲインを免税とし、2009 年外国子会社か

らの配当を免税とし、英国法人の支払配当（タックス・ヘイブン法人に対する支払配当を含む。）も源泉徴収税を免除する。EU 親子会社指令により EU 加盟国法人から英国で受け取る配当には源泉徴収税は課されない。管理会社（administration companies）と LLP の有利な取扱いに加え、法人税改革により英国法人の外国支店利益の選択的免税を認める。英国は広範な租税条約網を有している。オランダには CFC ルールがないが、英国には CFC ルールがある。近年の CFC ルールの改正の動向が英国の導管国となり得るか否かという視点から注目されている。

例えば米国多国籍企業の対外直接投資の 2009 年末ポジション（単位：十億ドル）をみると、全産業 3,508 のうち持株会社が 1,280 と 36% を占め、オランダ 331.6、バミューダ 133.3、ルクセンブルク 115.2 に次いで英国 114.3 となっている⁽¹³⁾。

まとめ

ダッチ・サンドイッチが多国籍企業の世界各国における課税を回避し、グローバル税負担の実効税率の引下げに効果的なスキームとして古くから利用されてきたことは、上に述べたところから明らかである。米国ベース多国籍企業が競って実効税率の引下げのために、その居住地国の課税権が及ばないオフショアにおけるグループ内部取引（外—外取引）、特にこれを無税で行うことを助長するオランダなどの「導管国」（a conduit country）を介在させるグループ内部取引に傾倒していることも明らかになってきた。米国は、政権や財務省がこのようなスキームによるグループ内部取引を防止する法改正を試みるが、このようなスキームのユーザーである巨大な多国籍企業のロビー活動とその意向を受けた議会の圧力で、法改正の動きが頓挫している。法改正を提案するオバマ政権や財務省は、このようなタックス・スキームが現行法制には表面

的には抵触しないようにみえるが、有害な租税回避スキームであると判断しているのではないかと思われるにもかかわらず、米国企業の国際競争力を斟酌する政治家はこのような法改正になかなか踏み切れないであろう。

本来ならば、このようなスキームのユーザーである先進国や多国籍企業に優先を向けるべきところ、OECD イニシヤティブにおいてもこれまでは、ピュア・タックス・ヘイブンの存在や軽課税国の法制および税制、その不透明性・秘密保護に批判の矢を向けてきたが、米国共和党政権によるオニール財務長官の介入により各国の主権に基づく「税率の決定」には他国が干渉すべきではないとの論理から透明性と情報交換に関する国際基準に舵を切った。確かに法定税率のみを比較して low-tax regime か否かを判定することは、『租税研究』で概観してきたカリブ海、ヨーロッパおよびアジア太平洋のオフショア・タックス・ヘイブンの税制等の検討から、low-tax regime とは何であるかの判断を狂わせることになるということが明らかであろう。

なぜならば、KPMG's Corporate and Indirect Tax Survey 2010 の法人税率をみる場合、各国の法人税制が全世界所得課税か領土主義課税（国外所得免税）かによって、その国に法人設立を考えるが、その国内源泉所得を得る目的をもつ多国籍企業と専ら国外源泉所得のみを得る目的をもつ多国籍企業とではこのような税率比較表のもつ意味は異なる。すなわち、後者のようにオフショア国際事業法人（International Business Corporation : IBC）の立地を求める多国籍企業の場合、簡単にいえば、この税率比較表は全く意味のないものとなり、国外源泉所得免除か否かが立地選択の基準となる。また、全世界所得課税原則の国でも、特定の投資所得について国外源泉所得について免除する制度を有する場合やエンティティ・アプローチによりオフショア IBC 非課税制度を有する場合には、後者の

多国籍企業にとってオフショア事業・投資の拠点となる持株会社、統括会社、管理会社、金融会社、ライセンス会社、商社などの立地として選択の対象となり得るであろう。この場合、全世界所得課税の国Aの内国法人がB国に外国子会社を設立し、この外国子会社がA国にオフショア IBC を設立し、これまでの国外事業・投資をこのオフショア IBC に行わせることにより、A国の全世界所得課税制度を実質的に無効化するラウンド・トリップが企画される。

このような特別なオフショア IBC 制度を有害な税制とみてこのような制度をもつ高税率国をタックス・ヘイブンと呼ぶことに国際的コンセンサスはあるか。

もともと低税率である国がこのようなオフショア IBC 制度を有するとき、大部分の国がタックス・ヘイブンといわれてきた。

かつて持株会社は株式保有ストラクチャー（Ownership Structure or Capital Structure）⁽¹⁴⁾を通じ政策的・地理的・民族的に権限・機能の集中と分散のために用いられ、純粹持株会社（支配会社）から事業持株会社・金融持株会社・資産保有会社・資産運用会社・保険会社・統括会社・管理サービス（補助）会社などの機能を有する持株会社を含む概念となっている。日本のタックス・ヘイブン対策税制が一定の持株会社を「統括会社」として区別するとき、コンベンショナル・タックス・ヘイブンから洗練された“Holding Haven”へ脱皮する管轄における「究極の持株会社」と「中間持株会社」について、機能分析により「統括会社」概念を明確にすることが必要になる。

オランダについては、オフショア IBC であるかどうかにかかわらず、外国ベースの多国籍企業がオランダの 25.5%の法人税率を全く気にせずに無税で「導管国」として所得移転操作を行う税制を構築している⁽¹⁵⁾。

米国は、米国人である beneficial owner が

米国の非居住者・外国法人として外国金融口座を開設し、この口座を通じて米国債などの米国資産にポートフォリオ投資をし、非課税の扱いを享受する脱税・租税回避に対抗する措置を講じているが、ピュア・タックス・ヘイブンについても直接利用でなく、通常の税率国に設けた中間持株会社による外 - 外取引を通じて事業会社の収益を集約し、さらに導管国の税制を利用してピュア・タックス・ヘイブンに所得移転を行う濫用的タックス・スキームに挑戦しようとしている。

中国・香港・台湾とカリブ海等との資金ラウンド・トリップのための持株ストラクチャーについても、伝統的なヨーロッパのタックス・ヘイブンであるスイス、ルクセンブルクおよび導管国オランダの競争上の脅威となる秘密管轄シンガポールにおける持株ストラクチャーについても、日本は「持株会社」とするか「統括会社」とするか、その判定をめぐる問題に直面することになる。

ヨーロッパにおける持株ストラクチャーに対し、日本のタックス・ヘイブン対策税制では本店所在地主義のみでトリガー税率による合算課税の可否を判定するが、ダブル・アイリッシュ・スキームのようにアイルランドに設立する事業会社とその収益を支払使用料・支払利子の法形態の費用として他のアイルランド法人（本店所在地主義によればアイルランド居住法人であるが、実質管理支配はピュア・タックス・ヘイブンで行われるので、アイルランドでは非居住法人とされる。）に移転される場合、導管国の中間持株会社を無視できるかどうかは、「法人所有ストラクチャー」(Corporate Ownership Structure) を法的支配 (legal control) としてみるか事実上の支配 (de facto control) としてみるかによって異なる取扱いになる⁽¹⁶⁾。

公然たる銀行秘密法で真実の投資家や真実の受益所有者 (beneficial owner) の開示を禁止する国・地域は、単に低税率か高税率か

を問わず、スイス (21.17%) やシンガポール (17%) などのように「秘密管轄」(a secrecy jurisdiction) として「透明性」と「情報開示」を求める国際的圧力を受けているが、オランダのダッチ・サンドイッチ・スキームを促進する税制と租税条約網、さらに EC 条約および EU Directives の結合は、このようなスキームを利用できる多国籍企業に対して、実質的に自国の無税化を許容するだけでなく、グーグル・スキームで明らかになったように、アイルランド (12.5%) のように低税率の所得源泉地国の法人税負担のゼロ化と高税率国といわれる米国 (35%) のような全世界所得課税の居住地国の法人税負担も著しく引き下げる。

このように「他国の課税を妨げる税制を意図的に築き上げる国」をタックス・ヘイブンと呼ばないのか。TJN は、冒頭に掲げたタックス・ヘイブンの定義に従い、オランダはタックス・ヘイブンであると断定する。

さて、日本の国際課税の実務において、地域限定方式を採らず客観的基準で適用されるタックス・ヘイブン対策税制（外国子会社合算課税制度）と移転価格税制の「オフショアの子会社間の配当・利子・使用料などの特定の所得移転にオランダを介在させる持株ストラクチャー（本稿ではダッチ・サンドイッチと呼んでいる）」に対する適用の可否についてガイドラインを明らかにする必要があるのではなからうか。

また、オフショアの関連企業間の明白な所得移転について、日本における移転価格税制の事前確認 (APA) は、多くのピュア・タックス・ヘイブンとの租税条約がない状態で、ダッチ・サンドイッチ・スキームにつき、国外所得の源泉地国、この所得をオランダに法的に帰属させたいオランダからタックス・ヘイブンに法的に帰属させる中継国（オランダ）、さらにオランダ経由で所得が法的に帰属するタックス・ヘイブンの全部または一部と

相互協議 (Mutual Agreement Procedure : MAP) を行い、合意に到達することができるのだろうか。

MAP/APA が無理な場合、日本がユニラテラル APA においてなんらかの「確認」をすることができるのだろうか。

このような APA でケースバイケースで税務当局が許容することができるケースと許容できないケースがあるとすれば、同様にみえるダッチ・サンドイッチ・スキームのどのような違いによって、結論に差異が生ずるのか。

個別事案につき守秘義務により誰にも明らかにされないとする、租税法律主義またはルール・オブ・ローの原則に照らし、問題であるばかりでなく、誰にも等しく税法を统一的に適用しなければ、課税の公平は著しく損なわれることになる。その可否を立法で明確にすべきであろうが、米国で現実に生じている巨大な多国籍企業の議会に群がるロビーストの活動により、その動きが妨げられるおそれがあり、ダッチ・サンドイッチ・スキームに対し、どのような取扱いルールを築き上げるべきか、それはなお検討すべき問題である。

(1) Michiel van Dijk, Francis Weyzig, Richard Murphy *The Netherlands: A Tax Haven?* SOMO November 2006.

(2) オランダの trust office は、英米法の信託 (trust) 概念と異なる。オランダ法では信託という特別な法形態は存在しない。オランダの trust office のサービスを表現する用語としては、「管理サービス法人」(management services company) や「法人サービス・プロバイダー」(company service provider) の方が適切であるという意見がある。

(3) 2004~2005年に ABN Amro は、その信託部門を Equity trust に売却し、Business Bank van der Hoop はその子会社 First Alliance Trust を NMT Group に売却した。

(4) B. Unger et al, *The Amounts and the effects of money laundering*, Report for the Ministry

of Finance, February 16, 2006.

(5) R. Murphy, J. Christensen. and K. Kimmis *Tax us if you can* Tax Justice Network London, 2005.

(6) Francis Weyzig & Michiel van Dijk *Tax Haven and development partner Incoherence in Dutch government policies?* Centre for Research on Multinational Corporations (SOMO), Amsterdam, June 2007.

(7) DNB *Statistical Bulletin* March 2000 and June 2003 and DNB *Quarterly Bulletin* March 2007.

(8) See Francis Weyzig & Michiel van Dijk *Tax Haven and development partner Incoherence in Dutch government policies?* SOMO June 2007, 15-16.

(9) Primarolo Group *Code of Conduct (Business Taxation)* 29 Nov. 2000.

(10) Drenthe, Flevoland, Friesland, Gelderland, Groningen, Limburg, Noord-Brabant, Noord-Holland, Overijssel, Utrecht, Zeeland, Zuid-Holland.

(11) Ernst & Young, *Concernfinancieringsmaatschappij blijft gehandhaafd tot 2011* News release 27 February 2003.

(12) KPMG *Investment in the Netherlands* 2004 .

(13) James K. Jackson U.S. *Direct Investment Abroad: Trends and Current Issues* CRS Report for Congress Congressional Research Service February 1, 2011.

(14) Lieven Baert and Rudi Vander Vennet *Bank ownership, firm value and firm capital structure in Europe* European Commission Working Paper D.2.2. February 2009.

(15) CAK Group *Dutch Holding, Finance and Royalty Companies (A tax advantageous passage through the Netherlands to 80 +tax treaty countries)* April 2011.

(16) Jeremy Grant and Thomas Kirchmaier *Corporate Ownership Structure and Performance in Europe* CEP (Centre for Economic Performance) Discussion Paper No. 631, April 2004.